第2期 徳島市地域福祉計画

平成 29 年 6 月 徳 島 市

目 次

第1章 地域福祉計画策定の背景	•••••	1
1 計画策定の背景	•••••	1
2 計画策定の趣旨	•••••	1
第2章 地域福祉計画の基本的な考え方		2
1 地域福祉計画の概念	•••••	2
2 地域福祉の基本的な枠組み	•••••	2
3「地域」の捉え方	•••••	3
4 地域福祉をめぐる国の動向	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
5 計画の位置付け	•••••	5
(1) 計画の位置付け		
(2) 計画の期間		
(3) 徳島市諸計画との位置付け		
6 計画の策定体制と策定方法	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7
(1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議		
(2) 徳島市地域福祉推進連絡会		
(3) アンケート調査の実施		
(4) 徳島市地域福祉計画ワークショップの開催		
(5) パブリックコメント手続の実施		
第3章 徳島市をとりまく現状と課題		9
1 統計からみる現状	•••••	9
(1) 人口・世帯の状況		
(2) 子どもの状況		
(3) 高齢者の状況		
(4) 障害者の状況		
2 市民アンケート調査からみる現状	•••••	16
(1) 5年前の徳島市との比較		
(2) 日常の買い物		
(3) 世代間交流		
(4) 近所づきあい		
(5) 子どもの育成		
(6) 福祉活動への参加状況・参加希望		
(7) 住んでいる地域の災害時の要配慮者の把握	量状況	
(8) 住民が取り組むべきこと		
(9) 福祉施策をより充実するために重要と考える	取組み	

3 事業所アンケート調査からみる現状	•••••	25
(1) 5年前の徳島市との比較		
(2) 福祉活動を行ううえでの問題点		
(3) 活動場所の災害時の要配慮者の把握状	況	
(4) 住民が取り組むべきこと		
(5) 福祉施策をより充実するために重要と考え	さる取組み	
4 徳島市地域福祉計画ワークショップからみる	5現状 ••••••	30
5 現状からみる徳島市の主な課題	•••••	31
(1) 統計からみる主な課題		
(2) 市民アンケート調査からみる主な課題		
(3) 事業所アンケート調査からみる主な課題		
(4) 徳島市地域福祉計画ワークショップからみ	よる主な課題	
第4章 地域福祉計画の目標と柱		33
1 基本理念		33
2 基本目標	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	33
3 施策体系	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	34
第5章 目標達成のための具体的な取組み	•••••	35
基本目標1 地域住民としての意識づくり	•••••	35
(1) 地域の連携の強化		
(2) 福祉活動への参加の促進		
(3) 支え合う意識の高揚		
(4) 世代間交流の促進		
基本目標2 サービスが利用しやすい仕組みつ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(1) 相談体制の整備		
(2) 情報提供体制の整備		
(3) ニーズに応じたサービスの提供		
(4) 援護が必要な人への柔軟な対応		
(5) 地域活動団体への支援		
(6) 支援が必要な人への対応		
(7) 生活困窮者への自立支援		
(8) 自殺予防への対応		
基本目標3 地域福祉の担い手づくり	•••••	55
(1) 子どもたちの思いやりの心の育成		
(2) 福祉意識の普及啓発		
(3) 地域福祉リーダーの育成		
(4) ボランティア活動やNPO活動の推進		
(5) 専門的な活動ができる人材の確保		

基本目標4 地域における福祉の環境づくり	•••••	64
(1) 住みやすいまちづくり		
(2) 人にやさしいまちづくり		
(3) 安心・安全なまちづくり		
(4) 要配慮者への支援の充実		
(5) 地域に合った取組みの推進		
(6) 地域包括ケアシステムの推進		
第6章 計画の推進に向けて	•••••	74
1 計画の推進体制	•••••	74
2 計画の周知	•••••	74
3 計画の進行管理	•••••	74
第7章 資料編	•••••	75
1 計画の策定体制とその経過	•••••	75
(1) 徳島市地域福祉計画の策定体制		
(2) 徳島市地域福祉計画の策定経過		
2 徳島市地域福祉計画策定市民会議	•••••	78
(1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議設置要	網	
(2) 徳島市地域福祉計画策定市民会議委員名	簿	
3 徳島市地域福祉推進連絡会	•••••	80
(1) 徳島市地域福祉推進連絡会設置要綱		
(2) 徳島市地域福祉推進連絡会委員名簿		
(3) 徳島市地域福祉推進幹事会幹事名簿		
4 用語解説	•••••	84

第1章 地域福祉計画策定の背景

1 計画策定の背景

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を 踏まえ、平成22年1月に「徳島市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域 住民・福祉関係団体等の主体的な福祉への取組み支援等の施策を進めてきました。

この間の地域を取り巻く状況をみると、少子高齢化の進行や団塊の世代すべてが 75 歳以上 の後期高齢者となる 2025 年問題、家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとり の福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

また、ライフスタイルが多様化する中で、孤立死やひきこもり、自殺、ホームレス、児童・高齢者・障害者等への虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)の増加等、今までに考えられなかったような新しい不安や課題が発生し、深刻な問題となってきています。さらに、雇用形態の多様化に伴う所得格差の広がり等による生活困窮者対策や、南海トラフ地震等の災害時の要配慮者対策等の新たな課題への対応も求められています。

これらの課題には、「制度の狭間」と言われるように、公的な制度やサービスだけでは対応できないことが少なくありません。今後、このような課題に対応し、年齢や障害の有無等に関わらず、だれもが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるようにするために、基本的な福祉ニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、町内会、ボランティア団体、NPO法人等様々な組織が連携するとともに、地域社会が同じ目標を持ち、支え合いながら、再び地域でのつながりを取り戻しつつ、連携して取り組んでいくことが必要となっています。

2 計画策定の趣旨

本市では、「徳島市地域福祉計画」に基づき、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念に掲げ、行政や地域が一体となり、支え合いながら、地域福祉を進めてきました。

しかしながら、2025年問題や南海トラフ地震等の新たな課題への対応や地域における「新たな支え合い」の仕組みを構築するため、「徳島市地域福祉計画」の基本理念を引き継ぎながら、本市における課題やこれまでの取組みについて見直しを行い、住民、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことを目指し、「第2期徳島市地域福祉計画」を策定することとしました。

第2章 地域福祉計画の基本的な考え方

1 地域福祉計画の概念

地域福祉とは、だれもが支援を必要とする立場になる可能性があることを認識し、地域住民、 事業者、行政等が協働して、すべての人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができる ようにするための取組みです。

地域福祉計画は、「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合う「顔のみえる関係づくり」、お互いを認め合い支え合う「共に生きる社会づくり」を目指すための基本的な考え方や理念を示すことを目的とした計画です。

2 地域福祉の基本的な枠組み

地域福祉の推進は、限られた人的資源を有効的かつ効率的に活用するとともに、地域住民、 関係機関・団体、市等がお互いの関わりを強めながら、それぞれの立場で、「自助」「互助・共助」 「公助」の役割分担により取り組むことが基本となります。

「自助」「互助・共助」「公助」の役割分担



住民と市の相互協力(協働)の領域



3 「地域」の捉え方

この計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。隣近所や町内会、公民館単位等の生活圏を捉えた「暮らしの空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者等の事業活動を中心とした「活動の空間」としての地域があります。

人の営みや様々な活動が行われる範囲は、それぞれが重なり合いながら、住民相互のつながりや交流、助け合い等が必要になります。

こうした範囲を「地域」と捉えるほか、徳島市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は、徳島市全体を「地域」と捉えます。

4 地域福祉をめぐる国の動向

■ 高齢者福祉(介護)の分野

介護保険法の改正等により、第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(平成27~29年度)では、団塊の世代のすべてが75歳以上(後期高齢者)となる平成37年(2025年)の姿を念頭におき、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域支援事業を充実することとされています。特に、介護予防・生活支援については、地域の多様な主体による取組みが求められています。

また、認知症対策についても地域全体での支援体制が重要であり、認知症の人やその家族への早期対応に向けた連携支援体制の構築が求められています。

■ 障害者福祉の分野

「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の施行、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の批准等、国の法整備が進みました。

第4期障害福祉計画(平成27~29年度)では、ノーマライゼーションとリハビリテーションを 基本理念として、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害福祉サービス、相談支援等を提供するための 体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

第2章 地域福祉計画の基本的な考え方

■ 子ども・子育て支援(児童福祉)・若者支援の分野

急速な少子化の進行や、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連 3 法が施行され、平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度がスタートするとともに、待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿確保や保育人材確保対策を推進しています。

また、有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化やニート、ひきこもり、不登校、 発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化を背景として、平成22年4月には「子ども・ 若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者の健やかな成長を地域において支援するた めのネットワークづくりを行うこととしています。

■ 災害時の支援の分野

平成19年8月10日の厚生労働省通知により、要援護者の支援方策を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされ、本市においても災害時の要援護者支援対策に努めてきました。

平成26年4月、改正災害対策基本法が施行され、大規模な災害時等において、自力での 避難が難しい高齢者や障害者等(避難行動要支援者)の円滑かつ迅速な避難確保を図るた めの避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。

■ 生活困窮者への支援の分野

これまで、国においては、安定的な雇用を土台とした、社会保険制度や労働保険制度等の「第 1 のセーフティネット」が機能し、また、最終的には、「最後のセーフティネット」である生活保護制度により、生活困窮者福祉を行ってきました。

しかしながら、近年の長引く不況により、非正規雇用労働者が増加する等、雇用状況が変化する中で、これらの仕組みだけでは、もはや国民生活を支えられない状況に至っており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」の構築の必要性から、生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)が成立しました。

同法の成立により、すべての市町村は、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援する事業の実施を求められることになりました。

5 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

社会福祉法より(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢や制度改正等、状況が変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 地域福祉計画の基本的な考え方

(3) 徳島市諸計画との位置付け

本計画は、上位計画である「徳島市まちづくり総合ビジョン」を地域福祉の分野から実現するための計画です。

また、福祉分野における個別計画についても策定しており、「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画(ふれあい共生プラン)」「徳島市子ども・子育て支援事業計画」「徳島市健康づくり計画『とくしま・えがお21(第2次)』」等、既存の各種関連計画における協働の取組みに関して、基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉の分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。

まちづくり総 合ビジョン 徳島 市 整 合 2 期 徳 島 市 地 域 福 祉 計 画 徳島 介 徳 徳 徳 【ふれあい共生プラン】 【とくしま・えがお 21 (第2次)】 島市子ども・子育て支援事業計 護島 島 市 市 保市 障 健 険 高 害 康づくり 事 齢 者計画及び 業者 計福 計 画 祉 計 画 徳島 及び 市障害福祉 計 画 施策 施策 施策 施策 保健、医療、福祉サービスの整備、住民参加の福祉活動の支援等

6 計画の策定体制と策定方法

本計画は、策定の段階から積極的な市民参加と庁内組織における検討によって計画づくりを行いました。

(1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議

本計画を策定するに当たり、学識経験者や公募による市民、関係団体の代表者からなる「徳島市地域福祉計画策定市民会議」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議を行い、その意見を計画に反映しています。

(2) 徳島市地域福祉推進連絡会

本計画を策定し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、「徳島市地域福祉推進連絡会」及び下部組織である「徳島市地域福祉推進幹事会」を設置し、計画案を作成しました。

(3) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、市民を対象に「地域福祉に関する市民アンケート調査」を実施しました。

また、地域活動の実態や取組みを把握するため、住民自治組織やボランティア団体、NPO 等各福祉関係団体を対象に「徳島市地域福祉計画策定にかかる調査」を実施しました。これ らの調査による意見や課題を計画に反映しています。

ア 市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

■ 調査対象 徳島市在住の15歳以上の市民を対象として無作為抽出

配布数 3,000 人 有効回収数 1,479 人 有効回収率 49.3%

■ 調査方法 郵送配布·郵送回収

■ 調査時期 平成 27 年 10 月 15 日~10 月 31 日

イ 事業所アンケート調査(徳島市地域福祉計画策定にかかる調査)

■ 調査対象 徳島市内で福祉活動を行うボランティア・NPO・自主防災団体等

配布数130 団体有効回収数95 団体有効回収率73.1%

■ 調査方法 郵送配布・郵送回収

■ 調査時期 平成 27 年 11 月 24 日~12 月 4 日

第2章 地域福祉計画の基本的な考え方

(4) 徳島市地域福祉計画ワークショップの開催

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」のために、地域の現状(5 年前と比較した地域の環境や課題等)をみんなで共有するとともに、今後どんな地域にしていきたいか、自分たちが取り組めることについて話し合う「徳島市地域福祉計画ワークショップ」を開催しました。このワークショップでの意見や課題を計画に取り入れています。

- 開催日 平成28年1月18日、1月25日、2月8日
- 参加者数 延べ69人

(5) パブリックコメント手続の実施

計画案を公表し、計画案に対する市民の意見を広く求めるため、パブリックコメント手続を実施しました。

■ 実施期間 平成29年3月22日~4月21日

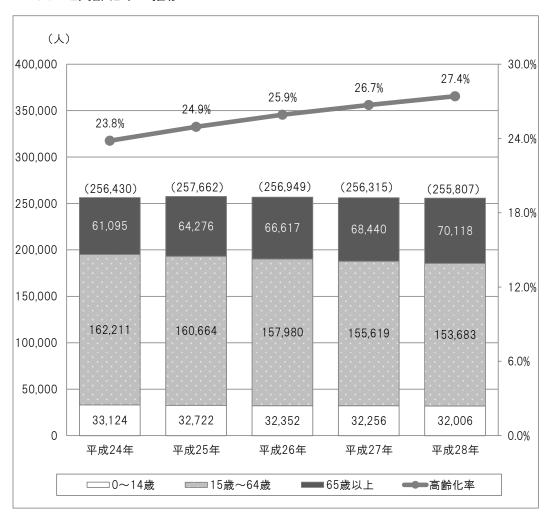
1 統計からみる現状

(1) 人口・世帯の状況

ア 人口の状況

徳島市の人口は、平成24年の256,430人から平成28年には255,807人と減少しています。 また、高齢化率は増加傾向にあり、今後も65歳未満人口の減少と65歳以上人口の増加に よってさらに高齢化は進行すると推測されます。

■ 人口と高齢化率の推移

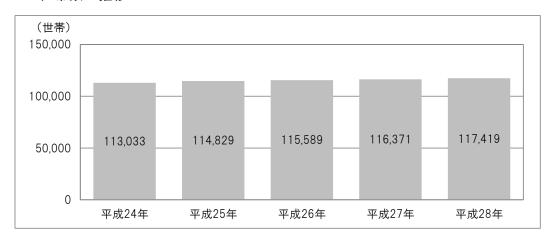


資料:住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

イ 世帯の状況

世帯数は、平成 24 年の 113,033 世帯から平成 28 年には 117,419 世帯と増加しています。 人口の減少に関わらず世帯数が増加していることから、徳島市でも核家族化・高齢化に伴う単独世帯等の増加が生じていると推測されます。

■ 世帯数の推移



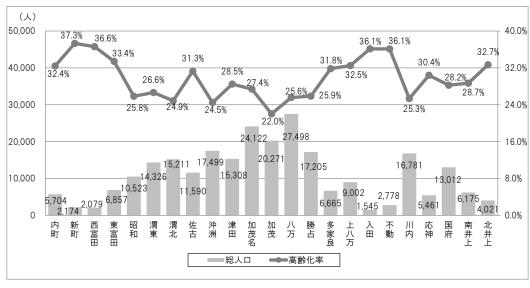
資料:住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

ウ 地区別の人口の状況

地区別の人口は、人口が最も多いのは八万地区で27,498人となっており、最も少ないのは入田地区で1,545人となっています。

また、高齢化率は新町地区が 37.3%と最も高く、加茂地区が 22.0%と最も低くなっています。

■ 地区別の人口と高齢化率



資料:住民基本台帳人口(平成28年4月1日現在)

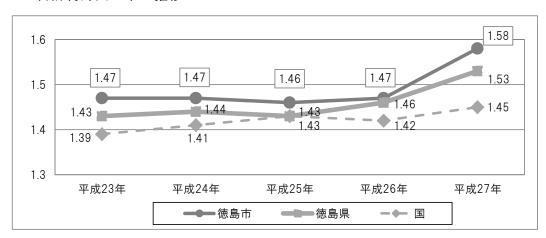
(2) 子どもの状況

ア 合計特殊出生率

徳島市の合計特殊出生率は、平成 23 年の 1.47 から平成 26 年まで横ばい状態が続いていましたが、平成 27 年には 1.58 と高くなっています。

また、いずれの年も県や国と比べて高くなっています。

■ 合計特殊出生率の推移



資料: 厚生労働省「人口動態調査」「人口動態統計特殊報告」、徳島市は独自算出

イ 児童数

就学前児童数は、平成25年以降は微増傾向にあるものの、人口に対する就学前児童数の割合は、平成24年度の5.0%から平成28年度には4.9%とほぼ横ばい状態となっています。

■ 児童数の推移

(単位:人)

						(平位:八)
	区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口		256,430	257,662	256,949	256,315	255,807
就学前児童数		12,759	12,512	12,521	12,526	12,625
	0歳	2,170	1,894	1,925	1,943	1,949
	1歳	2,127	2,219	2,068	2,117	2,167
	2歳	2,086	2,124	2,217	2,055	2,104
	3歳	2,136	2,080	2,111	2,216	2,070
	4歳	2,054	2,144	2,080	2,115	2,213
	5歳	2,186	2,051	2,120	2,080	2,122
就学	学前児童数の割合 (対人口)	5.0%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%

資料:住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

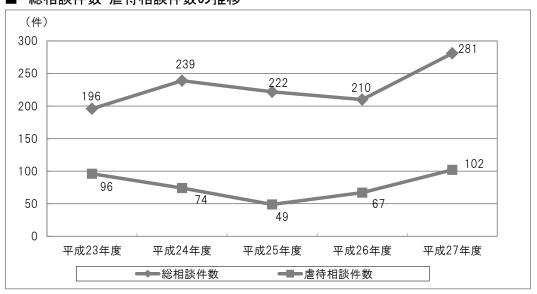
ウ 家庭児童相談の状況

家庭児童相談件数は、平成 23 年度の 196 件から平成 27 年度には 281 件と増加しています。

そのうち虐待相談件数は、平成 23 年度の 96 件から平成 27 年度には 102 件と増加しています。

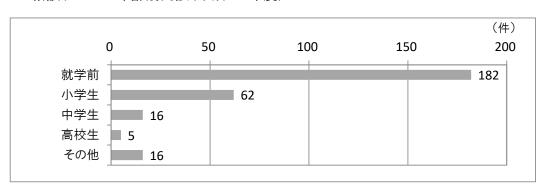
相談ケースを年齢別にみると、就学前が182件と全体の6割以上を占めて最も多くなっており、年齢が低いほど相談ケースは多くなっています。

■ 総相談件数・虐待相談件数の推移



資料:保健福祉事業の概要(各年度末現在)

■ 相談ケースの年齢別内訳(平成27年度)



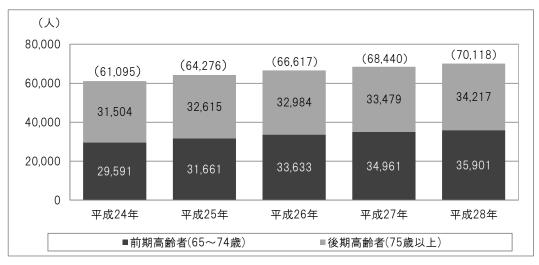
資料:保健福祉事業の概要(平成28年3月末現在)

(3) 高齢者の状況

ア 高齢者人口

65 歳以上の高齢者人口は、平成 24 年の 61,095 人から平成 28 年には 70,118 人となって おり、今後も増加が見込まれます。

■ 高齢者人口の推移

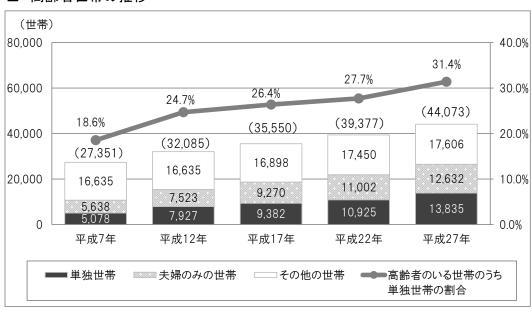


資料:住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

イ 高齢者世帯の状況

高齢者世帯は、平成7年の27,351世帯から平成27年には44,073世帯と増加しています。 また、高齢者のいる世帯のうち単独世帯の割合は、平成7年の18.6%から平成27年には 31.4%と増加しています。

■ 高齢者世帯の推移

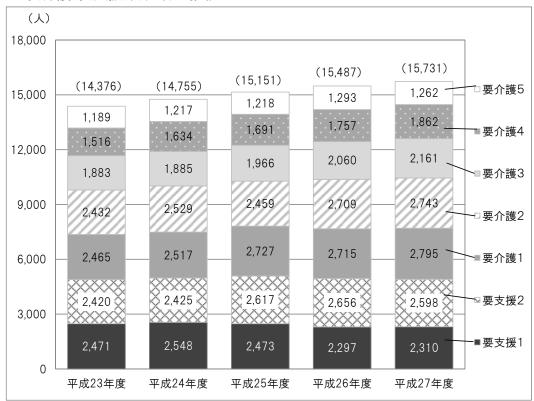


資料:国勢調査(各年10月1日現在)

ウ 要介護認定の状況

要介護(要支援)認定者数は、平成23年度の14,376人から平成27年度には15,731人となっており、今後においても増加が見込まれます。

■ 要介護(要支援)認定者の推移



資料:保健福祉事業の概要(各年度末現在)

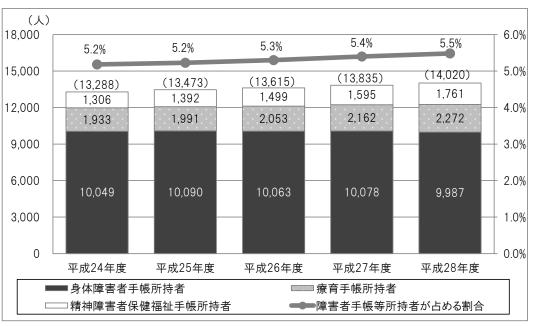
(4) 障害者の状況

ア 障害者手帳等所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成24年度以降は横ばい傾向で推移しています。一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の市内総人口に占める割合は、平成 24 年度の 5.2%から平成 28 年度には 5.5%と増加しています。

■ 障害者手帳等所持者数の推移

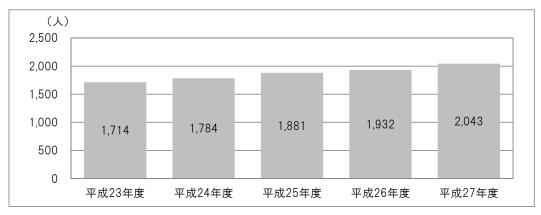


資料:保健福祉事業の概要(各年度4月1日現在)

イ 難病患者医療給付対象者の状況

難病に指定された疾患の患者のうち、公費負担のある難病患者(特定疾患)医療給付対象者は、平成23年度の1,714人から平成27年度には2,043人と増加しています。

■ 難病患者(特定疾患)医療給付対象者の推移



資料:徳島市障害福祉計画(各年度末現在)

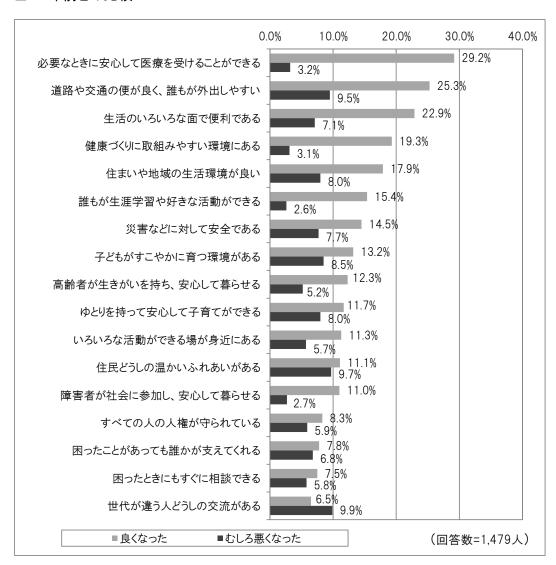
2 市民アンケート調査からみる現状

(1) 5年前の徳島市との比較

地域に関する環境を 5 年前と比べてどのように変化したと思うかをみると、「良くなった(『かなり良くなった』及び『多少は良くなった』)」は「必要なときに安心して医療を受けることができる」 (29.2%)が最も高く、次いで、「道路や交通の便が良く、誰もが外出しやすい」(25.3%)、「生活のいろいろな面で便利である」(22.9%)となっています。

「むしろ悪くなった」をみると、「世代が違う人どうしの交流がある」(9.9%)が最も高く、次いで、「住民どうしの温かいふれあいがある」(9.7%)、「道路や交通の便が良く、誰もが外出しやすい」 (9.5%)となっています。

■ 5年前との比較



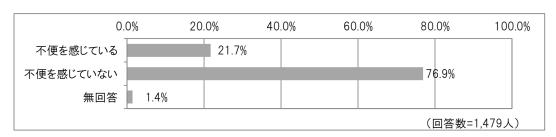
(2) 日常の買い物

日常の買い物について、不便を感じているかをみると、「不便を感じている」が21.7%となっています。

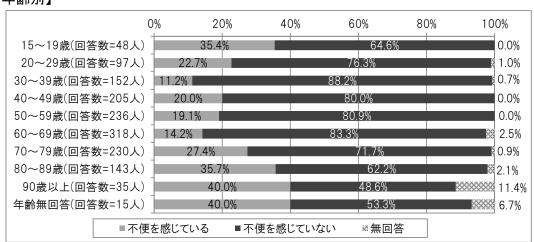
「不便を感じている」を年齢別にみると、90歳以上が40.0%で最も高く、30~39歳が11.2%で最 も低くなっています。

不便を感じている理由をみると、「店までの距離が遠い」が最も高く、5割を超えています。次いで、「家族等の協力がないと、買い物ができない」(12.5%)、「歩いて買い物に行くのが体力的にきつい」(8.7%)、「その他」(8.4%)となっており、「その他」では、「近隣に品数の多い大型のスーパー等がない」との回答が最も多くなっています。

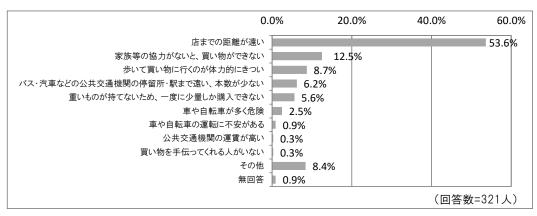
■ 日常の買い物



【年齢別】



■ 不便を感じている理由



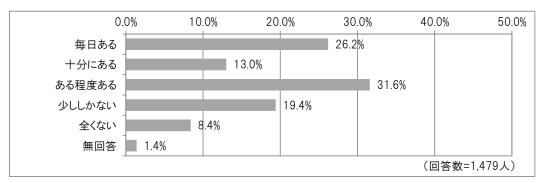
(3) 世代間交流

他の世代と接する機会についてみると、「ある程度ある」(31.6%)が最も高く、次いで、「毎日ある」(26.2%)、「少ししかない」(19.4%)となっています。

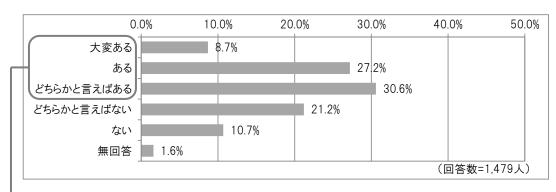
他の世代との交流に興味はあるかをみると、「大変ある」(8.7%)、「ある」(27.2%)、「どちらかと言えばある」(30.6%)、「どちらかと言えばない」(21.2%)、「ない」(10.7%)となっています。

「興味がある(『大変ある』『ある』及び『どちらかと言えばある』)」(66.5%)を年齢別にみると、80~89歳(72.7%)が最も高く、次いで、70~79歳(70.4%)、20~29歳(68.0%)となっています。

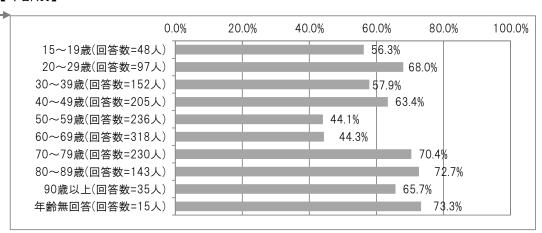
■ 他世代との交流の機会



■ 他世代との交流への興味



【年齢別】

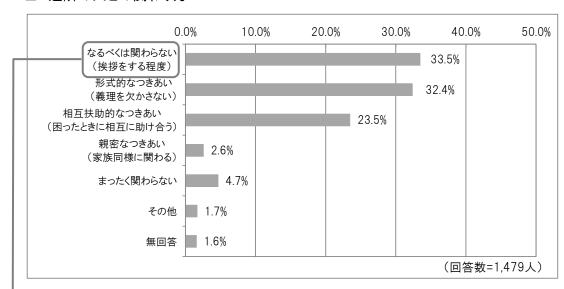


(4) 近所づきあい

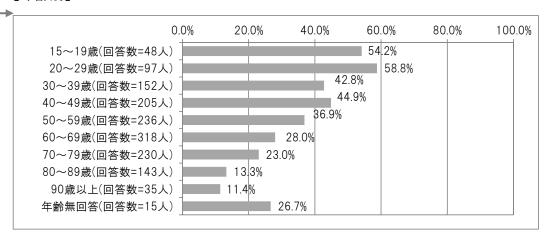
近隣の人との関わり方をみると、「なるべくは関わらない(挨拶をする程度)」(33.5%)が最も高く、次いで、「形式的なつきあい(義理を欠かさない)」(32.4%)、「相互扶助的なつきあい(困ったときに相互に助け合う)」(23.5%)となっています。

また、「なるべくは関わらない(挨拶をする程度)」を年齢別にみると、20~29歳、15~19歳で5割を超えています。

■ 近隣の人との関わり方



【年齢別】

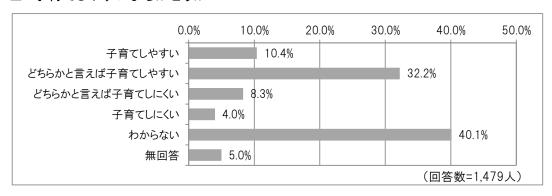


(5) 子どもの育成

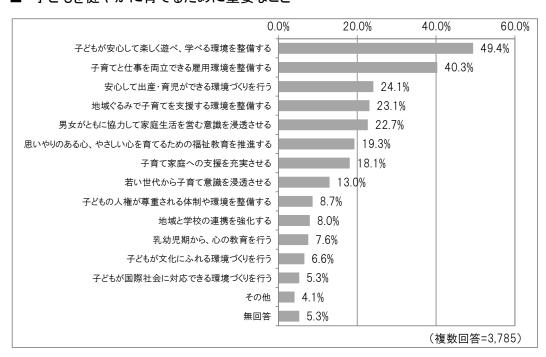
徳島市は子育てしやすいまちかどうかをみると、「子育てしやすい」(10.4%)、「どちらかと言えば子育てしやすい」(32.2%)、「どちらかと言えば子育てしにくい」(8.3%)、「子育てしにくい」(4.0%)、「わからない」(40.1%)となっており、「子育てしにくい(『子育てしにくい』及び『どちらかと言えば子育てしにくい』)」(12.3%)より「子育てしやすい(『子育てしやすい』及び『どちらかと言えば子育てしやすい』)」(42.6%)が高くなっています。

また、子どもを健やかに育てるために、どのようなことが重要と考えるかをみると、「子どもが安心して楽しく遊べ、学べる環境を整備する」(49.4%)が最も高く、次いで、「子育てと仕事を両立できる雇用環境を整備する」(40.3%)、「安心して出産・育児ができる環境づくりを行う」(24.1%)、「地域ぐるみで子育てを支援する環境を整備する」(23.1%)、「男女がともに協力して家庭生活を営む意識を浸透させる」(22.7%)となっています。

■ 子育てしやすいまちかどうか



■ 子どもを健やかに育てるために重要なこと

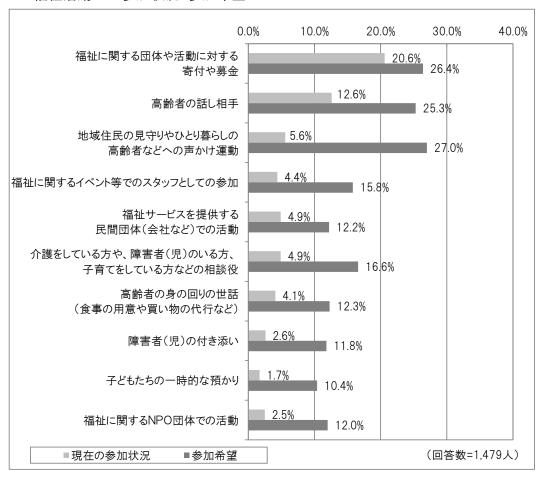


(6) 福祉活動への参加状況・参加希望

福祉活動への参加状況をみると、「福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金」(20.6%) が最も高く、次いで、「高齢者の話し相手」(12.6%)、「地域住民の見守りやひとり暮らしの高齢者などへの声かけ運動」(5.6%)となっています。

福祉活動への参加希望をみると、「地域住民の見守りやひとり暮らしの高齢者などへの声かけ運動」(27.0%)が最も高く、次いで、「福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金」(26.4%)、「高齢者の話し相手」(25.3%)、「介護をしている方や、障害者(児)のいる方、子育てをしている方などの相談役」(16.6%)となっています。

■ 福祉活動への参加状況・参加希望

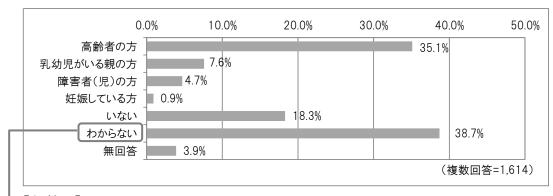


(7) 住んでいる地域の災害時の要配慮者の把握状況

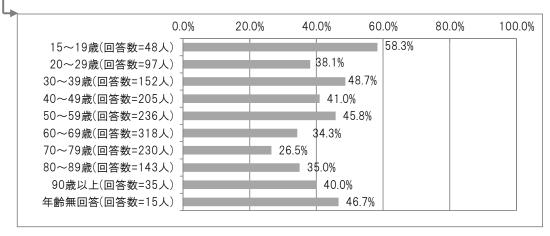
家の周りに、災害時に支援を必要としそうな方は住んでいるかをみると、「わからない」(38.7%) が最も高く、次いで、「高齢者の方」(35.1%)、「いない」(18.3%)となっています。

「わからない」を年齢別にみると、15~19歳(58.3%)が最も高く、次いで、30~39歳(48.7%)、50~59歳(45.8%)、40~49歳(41.0%)となっています。

■ 災害時の要配慮者



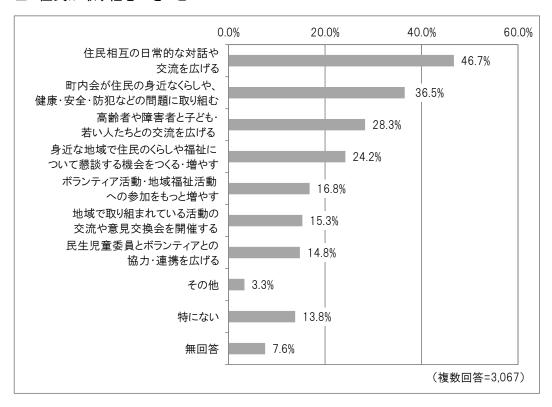
【年齢別】



(8) 住民が取り組むべきこと

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を目指すうえで、住民が取り組むべきだと思うことをみると、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」(46.7%)が最も高く、次いで、「町内会が住民の身近なくらしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」(36.5%)、「高齢者や障害者と子ども・若い人たちとの交流を広げる」(28.3%)、「身近な地域で住民のくらしや福祉について懇談する機会をつくる・増やす」(24.2%)となっています。

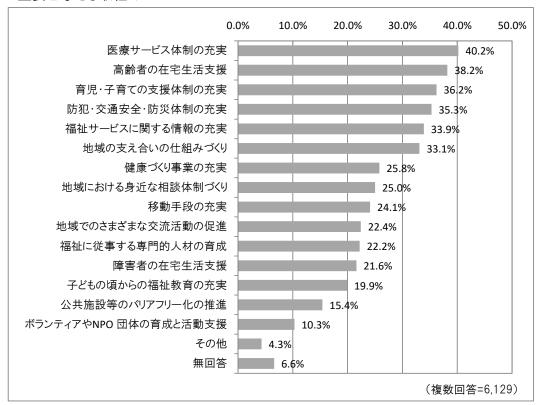
■ 住民が取り組むべきこと



(9) 福祉施策をより充実するために重要と考える取組み

本市の福祉施策をより充実していくために、重要と考える取組みをみると、「医療サービス体制の充実」(40.2%)が最も高く、次いで、「高齢者の在宅生活支援」(38.2%)、「育児・子育ての支援体制の充実」(36.2%)、「防犯・交通安全・防災体制の充実」(35.3%)、「福祉サービスに関する情報の充実」(33.9%)、「地域の支え合いの仕組みづくり」(33.1%)となっています。

■ 重要と考える取組み



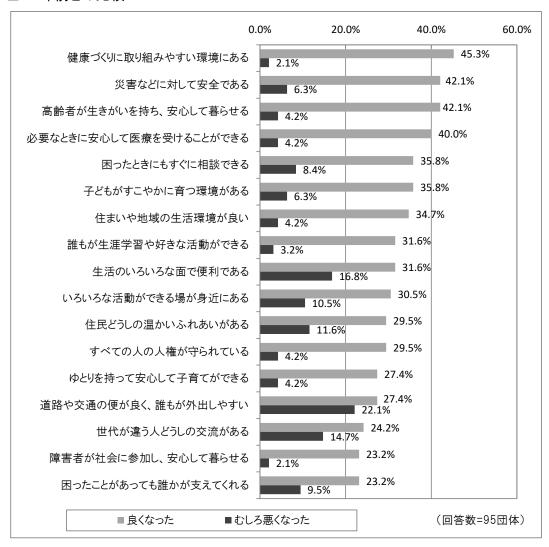
3 事業所アンケート調査からみる現状

(1) 5年前の徳島市との比較

地域に関する環境を 5 年前と比べてどのように変化したと思うかをみると、「良くなった(『かなり良くなった』及び『多少は良くなった』)」は、「健康づくりに取り組みやすい環境にある」(45.3%)が最も高く、次いで、「災害などに対して安全である」(42.1%)、「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる」(42.1%)となっています。

「むしろ悪くなった」をみると、「道路や交通の便が良く、誰もが外出しやすい」(22.1%)が最も高く、次いで、「生活のいろいろな面で便利である」(16.8%)、「世代が違う人どうしの交流がある」(14.7%)、「住民どうしの温かいふれあいがある」(11.6%)となっています。

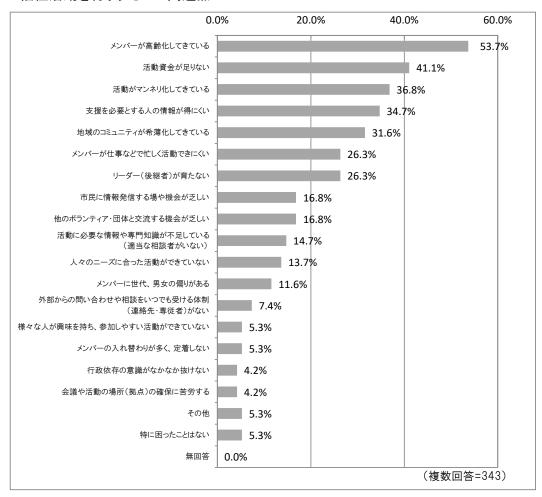
■ 5年前との比較



(2) 福祉活動を行ううえでの問題点

福祉活動を行ううえでの問題点についてみると、「メンバーが高齢化してきている」(53.7%)が最も高く、次いで、「活動資金が足りない」(41.1%)、「活動がマンネリ化してきている」(36.8%)、「支援を必要とする人の情報が得にくい」(34.7%)、「地域のコミュニティが希薄化してきている」(31.6%)となっています。

■ 福祉活動を行ううえでの問題点

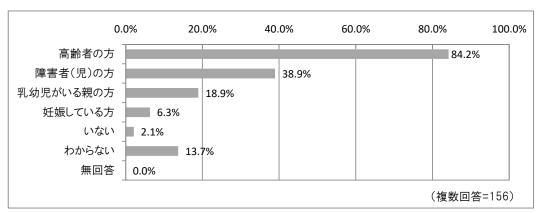


(3) 活動場所の災害時の要配慮者の把握状況

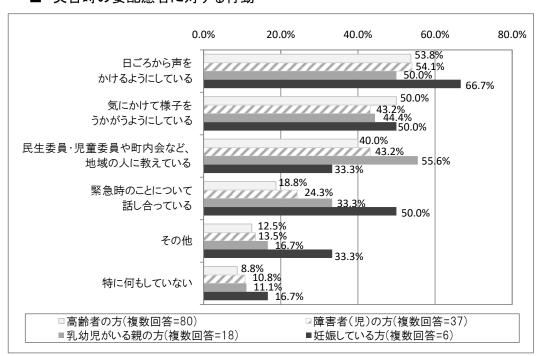
災害時の要配慮者の有無についてみると、「高齢者の方」(84.2%)が最も高く、次いで、「障害者(児)の方」(38.9%)、「乳幼児がいる親の方」(18.9%)となっており、「いない」との回答は2.1%と低くなっています。

また、要配慮者に対する行動をみると、乳幼児がいる親の方には「民生委員・児童委員や町内会など、地域の人に教えている」(55.6%)が最も高く、その他の要配慮者に対しては「日頃から声をかけるようにしている」が最も高くなっています。

■ 災害時の要配慮者



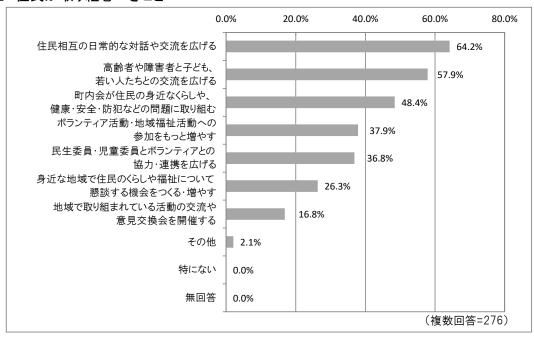
■ 災害時の要配慮者に対する行動



(4) 住民が取り組むべきこと

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を目指すうえで、住民が取り組むべきことについてみると、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」(64.2%)が最も高く、次いで、「高齢者や障害者と子ども、若い人たちとの交流を広げる」(57.9%)、「町内会が住民の身近なくらしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」(48.4%)、「ボランティア活動・地域福祉活動への参加をもっと増やす」(37.9%)、「民生委員・児童委員とボランティアとの協力・連携を広げる」(36.8%)となっています。

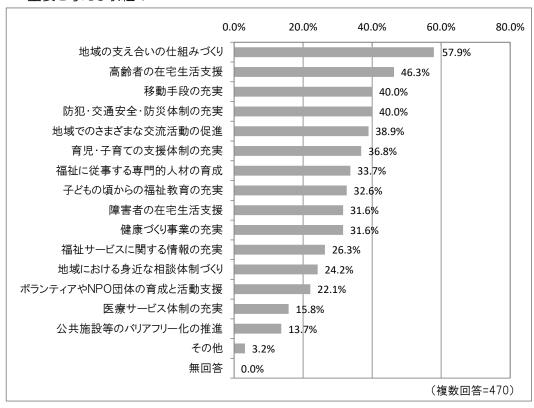
■ 住民が取り組むべきこと



(5) 福祉施策をより充実するために重要と考える取組み

福祉施策を充実するために重要と考える取組みについてみると、「地域の支え合いの仕組みづくり」(57.9%)が最も高くなっています。次いで、「高齢者の在宅生活支援」(46.3%)、「移動手段の充実」「防犯・交通安全・防災体制の充実」(ともに 40.0%)、「地域でのさまざまな交流活動の促進」(38.9%)、「育児・子育ての支援体制の充実」(36.8%)、「福祉に従事する専門的人材の育成」(33.7%)となっています。

■ 重要と考える取組み



4 徳島市地域福祉計画ワークショップからみる現状

5年前の徳島市と比べて「良くなったと思う事」として、「防災訓練が充実してきた」「防災意識が高まった」「避難所が整備された」といった防災に関する意見が多く、南海トラフ地震を想定した防災に対する意識の向上が見受けられます。また、地域包括支援センターの整備、障害者支援や子育て支援の充実といった福祉に関する意見が挙がっていることから福祉施策の充実を実感している人が多くなっています。

一方、5年前に比べて「悪くなったと思う事」では、「近所づきあいが少なくなった」「マンションやアパートが増えて隣の人が分からなくなった」「民生委員・児童委員の確保が難しくなった」「町内会等の団体のリーダーが高齢化している」「町内会や地域の行事が減った」といった地域コミュニティに関する意見が多く、国の課題でもある核家族化による地域社会の希薄化が本市でも生じていることが分かります。また、「防災意識は高まったが、防災訓練は参加しない」「道路整備により交通アクセスが充実した地区もあるが、公共交通機関の便数が少なく身近な場所に行くのが不便な地区もある」等、良くなった反面で、他方では悪くもなったという意見も挙がっています。

いずれの課題についても解決のためには、自助では「挨拶や近所づきあい」、共助では「町内会活動の充実」、公助では「情報提供や広報」が必要であるという意見が多く、近所同士での助け合いの気持ちを持ち、積極的に地域と関わり、情報を上手く活用することが地域の課題解決につながると考えられます。

実現したい活動についてみると、2つの班で地域住民全員が参加できるイベント、1つの班でボランティアスクールを挙げ、どちらも地域住民全員を対象としており、地域住民の活動への参加が強く求められていることが分かります。また、どちらの活動も運営のための資金(費用)や人材の不足といった共通の課題があり、公助(行政)にはこういった活動を支援するための施策が求められています。





5 現状からみる徳島市の主な課題

(1) 統計からみる主な課題

- 総人口が減少傾向となっている。
- 高齢者人口、高齢者の単独世帯(ひとり暮らし)及び夫婦のみ世帯、要介護(要支援)認定者が増加傾向となっている。
- 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病患者医療給付対象者が増加傾向となっている。

(2) 市民アンケート調査からみる主な課題

- 5年前と比較して、医療や道路整備の状況は良くなっていると感じるが、世代間交流や住民 どうしのつながりは悪くなったと感じている。
- 世代間交流は5年前と比較して悪くなったと感じているが、世代間交流に興味がある人が多く、特に20~29歳、70歳以上で高くなっている。
- 地域における災害時の要配慮者については、「わからない」が高く、特に15~19歳、30~39歳、50~59歳で高くなっている。
- 住民が取り組むべきことでは、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」が高くなっている。

(3) 事業所アンケート調査からみる主な課題

- 5年前と比較して、「健康づくりに取り組みやすい環境にある」「災害などに対して安全である」 「高齢者が安心して生きがいを持ち、安心して暮らせる」状況は良くなっていると感じている が、「道路や交通の便が良く、誰もが外出しやすい」「生活のいろいろな面では便利である」 状況は、むしろ悪くなったと感じている。
- 福祉活動を行ううえでの問題点は、「メンバーが高齢化してきている」「活動資金が足りない」 「活動がマンネリ化してきている」「支援を必要としている人の情報が得にくい」が高くなっている。
- 住民が取り組むべきことでは、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」が高くなっている。

第3章 徳島市をとりまく現状と課題

(4) 徳島市地域福祉計画ワークショップからみる主な課題

- 核家族化による市内中心部のマンションの増設等の影響で、隣近所に住んでいる人を把握できておらず、町内会加入者も少なくなっている。
- 地域コミュニティの希薄化に伴い、町内イベント等地域住民が関わりを持つ機会が少なくなっている。
- 民生委員・児童委員やボランティアの高齢化が進んでおり、次世代を担う後継者が少なくなっている。
- 交通の整備が整った地区もあるが、公共交通機関の便数が少なく移動手段が限られる地区 や、通学路の交通量の増加によって交通事故の危険が高まった地区がある。
- 活動のための資金や人材が不足している。
- 地域の課題や解決策等についての共通認識があるものの、行動に移す際、対象者の個人情報や相談窓口(市の担当課)が分からない等の情報不足により課題の解決まで至らない場合がある。

第4章 地域福祉計画の目標と柱

1 基本理念

本市の地域福祉推進に当たっては、日々生活を行う場である身近な地域社会において、住民の一人ひとりが住み慣れた地域で障害の有無や年齢等に関わらず、安心して暮らせるまちの実現を目指し、第 1 期計画に引き続き「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念とします。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現

2 基本目標

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」のためには、行政や関係機関・福祉団体と地域住民がそれぞれの分野において主体的・積極的に役割を果たし、地域全体で計画の実現に向けた取組みを行うことが重要であり、地域に関わるすべての人が地域福祉計画の推進という共通目的を持ち、行政や関係機関・福祉団体と地域住民が、それぞれの特性を活かした役割分担により生活課題の解決に向けて努力していかなければなりません。

自分のことは自分で行う「自助」、地域住民や各事業所・団体・ボランティア等の支え合いである「互助・共助」を基本とし、行政が地域課題の解決に向けた自助、互助・共助の取組みを支援するとともに、地域福祉の推進のための基盤づくりを行うことである「公助」で支援することにより、共通理解を深め、行動へつなげていくため、第1期計画に引き続き以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 地域住民としての意識づくり

基本目標 2 サービスが利用しやすい仕組みづくり

基本目標 3 地域福祉の担い手づくり

基本目標 4 地域における福祉の環境づくり

3 施策体系



基本目標 1 地域住民としての意識づくり

(1) 地域の連携の強化

■ 現状と課題

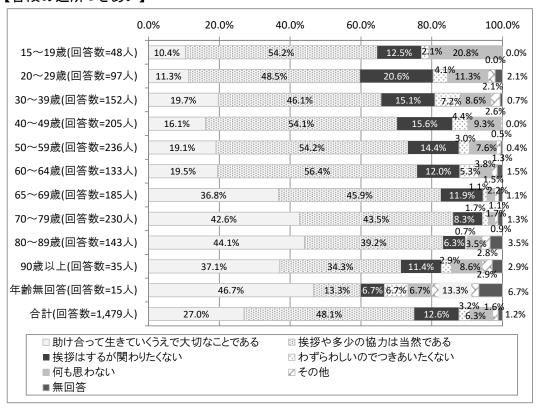
市民アンケート調査では、普段の近所づきあいについてみると「挨拶や多少の協力は当然である」(48.1%)が最も高く、次いで、「助け合って生きていくうえで大切なことである」となっています。

年齢別にみると65歳以上で「助け合って生きていくうえで大切なことである」が65歳未満と比較して高く、15~19歳では「何も思わない」、20~29歳では「挨拶はするが関わりたくない」が他の年齢層と比較して高くなっています。

徳島市地域福祉計画ワークショップでも 5 年前と比較して悪くなったことで、「地域コミュニティの希薄化」「マンションやアパートが増え、近所づきあいが悪くなった」「町内会や地域の行事が減った」「子どもの挨拶が少なくなった」という意見が挙がりました。

地域での連帯感が希薄化している中で、挨拶はお互いを認め合い親しくつきあうための 基本的な行動です。身近なところからコミュニケーションを図ることにより、助け合いの精神 を醸成し、住民の絆を深める必要があります。

【普段の近所づきあい】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

■ 今後の取組みの方向性

市民がお互いに尊重し、認め合うことが人間関係を築くうえでの基本となります。身近なところから挨拶等を交わし、お互いを知り、理解し、認め合うことができるよう、地域で共に生きる意識の向上を目指します。

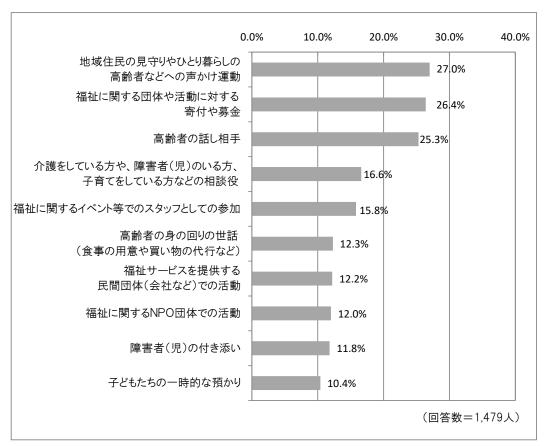
区 分	取 組 内 容
自 助	◇性別や年齢に関係なく、恥ずかしがらずに大きな声で挨拶や声かけを積極的に行いましょう。
個人や家族の役割・取り組めること	◇ひとり暮らしの高齢者等の話し相手になりましょう。◇回覧等の連絡事項は、できるだけ手渡しして、顔を合わせる機会を増やしましょう。◇隣近所で困っていたら助け合いましょう。◇高齢者や転入者等に声をかけ、親しくなりましょう。
互助·共助	◇地域の関係者が連携して、挨拶・見守り・声かけ活動や地域イベント、サロン活動等の住民が交流できる機会や場づくりを充
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	実し、地域のつながりを強めましょう。 ◇生活上の小さな困りごとを助ける活動を展開しましょう。
公助	◇日頃からの近所同士でのコミュニケーションの必要性や困ったときに助け合うことの大切さ等、住民の支え合い、助け合いの意
市の役割・取り組むこと	識を高めます。 ◇地域と市が連携し、地域課題を地域自らが解決していこうとする 仕組みを構築し、地域課題の解決に向けた活動を通じて住民 の連帯意識の向上を図ります。 ◇孤立しがちな高齢者や障害のある人のひきこもりを予防するた め、地域におけるサロン活動や生きがい活動、交流活動等の実 施を支援します。

(2) 福祉活動への参加の促進

■ 現状と課題

市民アンケート調査では、福祉活動への参加希望についてみると「地域住民の見守りやひとり暮らしの高齢者などへの声かけ運動」が最も高く、次いで、「福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金」となっており、いずれの活動でも参加希望は1~2割となっています。福祉活動を行う場や機会、活動内容の情報提供を充実し、地域住民の福祉活動への参加を推進していくことが必要となります。

【福祉活動への参加希望】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

■ 今後の取組みの方向性

日頃から、地域社会のつきあいの中で信頼関係を築き、共に相談できるようにすることが 重要であり、そのためには地域の福祉活動にも積極的に参加することが求められます。

人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけます。

区 分	取 組 内 容
4 5	◇地域のことに関心を持ちましょう。
自助	◇地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるよ
四人合字状态组织上后的	うにしましょう。
個人や家族の役割・取り 組めること	◇地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しま
,,_,, , , _,	しょう。
	◇高齢者、障害のある人、外国人等に対する福祉活動への参加
	を積極的に呼びかけましょう。
	◇学校行事や授業に協力する等、同じ地域住民として少しでも地
互助·共助	域に貢献できるように心がけましょう。
18 15 5 5 14 14 6 31 15 1	◇地域において顔の見える関係づくりを行うため、挨拶や声かけ
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	を広げましょう。
1000/1221/2012	◇地域におけるイベントや交流事業の充実に努めましょう。
	◇既存の交流活動を継続し、活性化に努めましょう。
/\	◇福祉活動への参加に対する市民の意識が高まるように、情報提
公助	供を充実します。
士の犯事 時の知むこ	◇高齢者や障害のある人への理解と交流を深めるように、情報を
市の役割・取り組むこと	提供します。
	◇学校行事や総合的な学習の時間を利用して、子どもと地域の人
	との交流を進めます。
	◇福祉を理解できる講座等を充実します。
	◇市ホームページ等で、外国人のために様々な情報を提供しま
	す。

(3) 支え合う意識の高揚

■ 現状と課題

住民が抱える福祉課題は、地域住民同士のちょっとした手助けで解決できるケースから、課題の複合化等によって対応策が分からず、解決の糸口が簡単には見つからない深刻なケースまで多様です。

近年では、ライフスタイルが多様化する中で、孤立死、ひきこもり、自殺、ホームレス、児童・高齢者・障害者等への虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)の増加等の新たな課題も発生しており、こういった課題を早急に解決するためには地域での見守りや、発見時の速やかな相談が重要となります。日頃から地域に関心を持ち、お互いに支え合う体制の構築が必要です。

■ 今後の取組みの方向性

地域には様々な人が多様性を持ちながら暮らしています。心のバリアフリー等を意識して その多様性について理解を深め、認め合いながら、お互いが支え合う地域にするため、福 祉の意識を高めていく取組みを推進します。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇心のバリアフリーを実践するように努めましょう。◇高齢者や障害のある人への理解を深めましょう。◇虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに行政や関係機関に通報・相談しましょう。
個人や家族の役割・取り組めること	
互助·共助	◇地域での見守り活動を活性化しましょう。◇自分たちだけでは解決が困難な課題の場合は、専門機関や行政と連携し解決に努めましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	
公助	◇心のバリアフリーの普及啓発に努めます。◇支え合う意識を高めるための講座を開催します。◇子どもの頃から人権感覚が身につくよう、学校教育で人権についての学習に取り組みます。
市の役割・取り組むこと	

(4) 世代間交流の促進

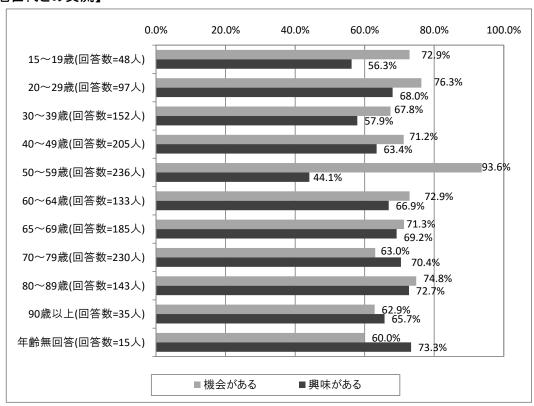
■ 現状と課題

市民アンケート調査では、他世代交流について「機会がある」との回答は 50~59 歳が最も高く、次いで、20~29 歳、80~89 歳となっています。

また、「興味がある」との回答は、80~89歳で最も高く、次いで、70~79歳、65~69歳となっており、若い世代よりも高齢者が他世代交流に興味があることが分かります。

70~79 歳、90 歳以上では、他世代交流に「興味がある」との回答が「機会がある」を上回っています。 興味はあるが機会がないと感じている人がいることを踏まえて、世代間交流ができる場やイベントの実施、幅広い世代が情報を得られるよう周知を行う必要があります。

【他世代との交流】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりが、人と人とのつながりを大切にする 意識と自分自身が地域の一員として地域福祉を担うという自覚を持ち、主体的に地域の課 題に取り組むことが重要です。地域住民が世代間の隔たりがなくつながり、お互いを思いやり、助け合う関係を育むため、地域の交流づくりを支援します。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇地域のイベントには積極的に参加し、高齢者や子どもと接する機会を持ちましょう。
個人や家族の役割・取り組めること	
互助·共助	◇幅広い世代が集まれる地域でのイベントを実施しましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	
公 助 市の役割・取り組むこと	◇幅広い世代が地域で気軽に交流できる場を設けられるよう支援 します。

基本目標 2 サービスが利用しやすい仕組みづくり

(1) 相談体制の整備

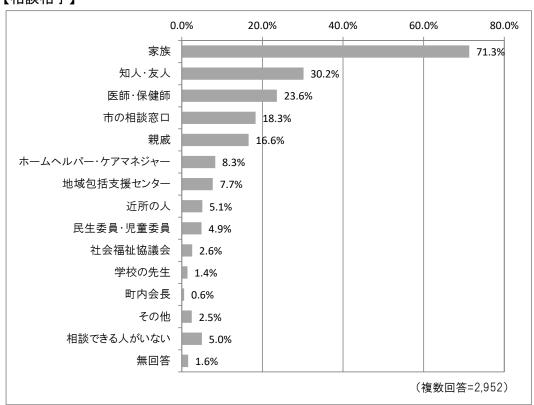
■ 現状と課題

市民アンケート調査では、日常生活や医療・福祉のことで困ったときの相談相手について「家族」(71.3%)が最も高く、次いで、「知人・友人」(30.2%)、「医師・保健師」(23.6%)となっています。「市の相談窓口」は 18.3%となっており、住民に対するさらなる周知活動が必要となっています。また、「近所の人」は5.1%、「民生委員・児童委員」は4.9%と低くなっています。

地域住民が抱える日常生活の課題は、高齢者福祉や障害者福祉、精神保健や子育て 分野等の複数の分野にまたがっている場合が少なくありません。地域コミュニティの希薄化 によって、地域からの孤立や経済的な困窮、制度に関する情報を得られない等の課題は 年々複雑化しています。複雑化した課題を解決するためには、地域で課題を早期発見・共 有し、解決に向けて協力する仕組みが必要です。

また、地域だけでは解決できない課題については行政や専門機関と連携し、解決に向けて協働する体制を構築することが重要となってきます。

【相談相手】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

福祉の相談については、行政等の関係機関のほか、社会福祉協議会や社会福祉施設、福祉関係団体等の様々な相談窓口があり、困った時に身近に相談できる窓口があることは課題の早期発見や適切な支援につなぐために重要です。だれもが気軽に相談できる窓口の周知を図り、また、地域の民生委員・児童委員等や相談窓口、相談支援機関を含む様々な専門機関が、お互いに連携し、総合的な相談・支援体制の確立を目指します。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇問題を家族・個人だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。 ◇支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関
個人や家族の役割・取り 組めること	へ連絡・相談をしましょう。 ◇地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。 ◇公的施設等を利用した相談を行う等、身近な地域でできる相談について検討しましょう。
互助·共助	◇地域にある身近な相談窓口として、地域と協力して相談業務に
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	取り組みましょう。 ◇行政と連携し、地域の課題の早期解決に努めましょう。
公 助	◇市の相談窓口等、相談できる場所や内容について、広く周知します。
市の役割・取り組むこと	◇民生委員・児童委員等と協力して、各種相談事業について周知を図り、気軽に相談できる体制をつくります。
	◇専門的な相談にも適切なアドバイスができるように、相談員の資質向上に努めます。

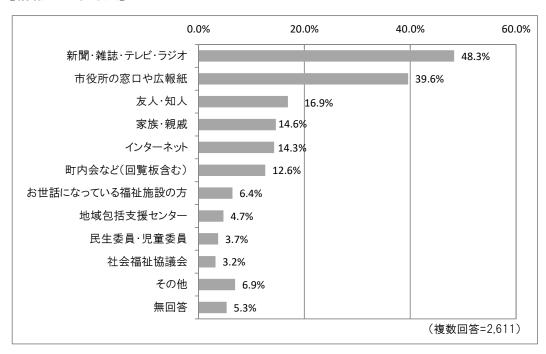
(2) 情報提供体制の整備

■ 現状と課題

市民アンケート調査では、約5割の人が情報の入手方法として「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」を挙げており、「市役所の窓口や広報紙」についても約4割の人が挙げています。

しかし、町内会や民生委員・児童委員等の地域からの情報の入手は低くなっており、地域内でより情報共有が行える体制を構築する必要があります。

【情報の入手方法】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

福祉に関する情報を必要とする人がいつでも情報を得られるように、広報紙やパンフレット、市のホームページや窓口等のあらゆる周知方法を行い、情報提供体制を維持するとともに、近所や地域内で情報を共有することが重要です。

また、障害者や高齢者等には、障害や身体の状況に応じた情報提供を行います。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇広報紙や回覧板等をよく読み、関心を持って情報を得るように しましょう。
個人や家族の役割・取り 組めること	◇サービスを必要とする人に対して、民生委員・児童委員等と協力して情報を提供しましょう。◇インターネットや情報通信機器を活用しましょう。
互助·共助	◇サービスを必要とする人に対して、行政等と協力して情報を提供しましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇地域の施設や団体等も機関誌を発行する等、情報を提供しましょう。
公助	◇広報紙、ホームページ、冊子、パンフレット、回覧板等の様々な 手段で、分かりやすく情報を提供します。
市の役割・取り組むこと	◇視覚・聴覚に障害のある人等、障害に応じた方法による情報提供に努めます。◇各相談窓口を活用した情報提供を行います。

(3) ニーズに応じたサービスの提供

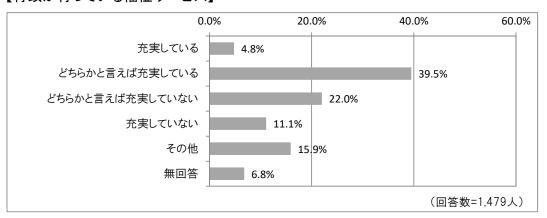
■ 現状と課題

介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度等のサービスをはじめ、市の提供 する各種福祉サービスがありますが、これらのサービス以外にも市民が求めているニーズが 潜在しています。

市民アンケート調査では、行政が行っている福祉サービスについて「充実していない」及び「どちらかと言えば充実していない」との回答は3割以上となっており、中でも充実していないと思う分野は「高齢者に対する福祉」が最も高く、4人に1人が「すべての分野」が充実していないと答えています。

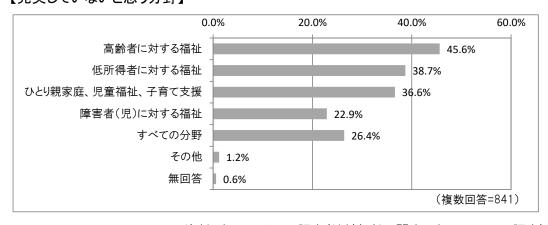
これからさらに進行すると考えられる少子高齢化において、公的サービスだけでなく多様なニーズへの対応やきめ細かいサービスが求められます。表面化しているニーズだけではなく、表面化していないものについても把握し、対応を検討していく必要があります。

【行政が行っている福祉サービス】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

【充実していないと思う分野】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

市民の要望や生活実態をより正確に把握するためには、近隣同士での声かけや見守り活動が必要となります。一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供するためには、市と地域が連携し、サービスの実施を推進します。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇ひとり暮らしの高齢者等の「ちょっとしたこと・変化」に気を配りましょう。
個人や家族の役割・取り組めること	◇隣近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、市やサービス事業者に伝えましょう。
	◇市やサービス事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。
	◇アンケート調査等には、関心を持って積極的に回答し、地域の 意向を示しましょう。
	◇介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度等の福祉サービスの概要を学んでいきましょう。
互助·共助	◇サービス提供事業者や福祉施設は、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇地域で活動する組織や団体の連携強化・情報の共有化を図りましょう。
	◇利用者や地域住民の要望に耳を傾け、適切なサービスの提供を行いましょう。
	◇ニーズを適切に把握できるようアンケート調査や要望を聞く機会を設けましょう。
公助	◇市に届く手紙や電話、メール等によりニーズを把握します。 ◇アンケート調査、各種相談員、サービス提供事業者等を通じて
市の役割・取り組むこと	ニーズを把握します。 ◇サービスの利用状況の分析や各種調査等により、サービスを利
	用する側と提供する側の双方のニーズを把握します。 ◇市の計画に基づいて、十分なサービスを提供するための施設
	の基盤整備等を行います。 ◇適切なサービスが提供されているか評価・検証し、サービスの 質の向上を図ります。
	◇ニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。

(4) 援護が必要な人への柔軟な対応

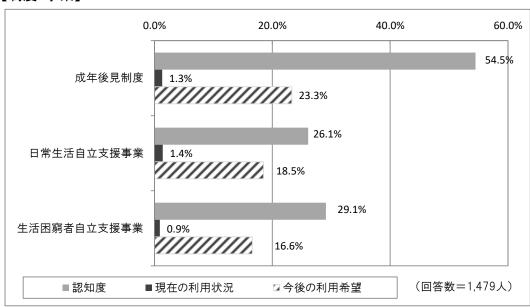
■ 現状と課題

近年の核家族化により、ひとり暮らしの高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺、障害者等の財産搾取、子育てや介護における深刻な虐待等の権利侵害が起こっています。

市民アンケート調査では、いずれの制度・事業も認知度が約3~5割程度となっており、認知度や今後の利用希望に比べて現在の利用が極端に低くなっています。

制度の周知も必要ですが、現在の利用が少ないことから利用希望はあっても「利用方法がわからない」「どこに尋ねればよいのかわからない」といったことも懸念されるため、利用方法や相談窓口についても周知を行う必要があります。

【制度·事業】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

今後も少子高齢化・核家族化の進展に伴い、高齢者だけの世帯やひとり暮らし高齢者が増加していくと考えられています。このような状況で、障害者も含め、財産の管理や福祉サービスの利用等といった身の回りのことを一人で行うことに不安がある人の支援を、制度や利用方法の周知を通じて積極的に行います。

区 分	取 組 内 容
自助	◇成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その趣旨
1 23	や利用方法等を学んでいきましょう。
個人や家族の役割・取り	◇声かけ、見守り活動により、援護が必要な人の異変を早期に発しましょう。
組めること	◇困っている高齢者や障害のある人の移動の協力をしましょう。
	◇悪質な訪問販売等にだまされないように、冷静に対応しましょ
	う。
	◇声かけ、見守り活動により、援護が必要な人の異変を早期に発
互助·共助	見しましょう。
隣近所や地域の役割・	◇援護が必要な人の異変に気づいたら、行政と連携し、早急に支
取り組めること	援を行いましょう。
1,000,000	◇成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その趣旨
	や利用方法等を学ぶ機会を設けましょう。
	◇悪質な訪問販売等への注意を互いに呼びかけ、被害の防止に
	努めましょう。
/\	◇成年後見制度や日常生活自立支援事業について、利用が必
公助	要である人に対し、その趣旨や利用方法等を説明し利用を支
	援します。
市の役割・取り組むこと	◇個人情報の保護に配慮しつつ、援護が必要な人の把握に努め
	ます。
	◇悪質な訪問販売等への注意を呼びかけ、消費生活相談窓口の
	周知を行い、被害の防止に努めます。

(5) 地域活動団体への支援

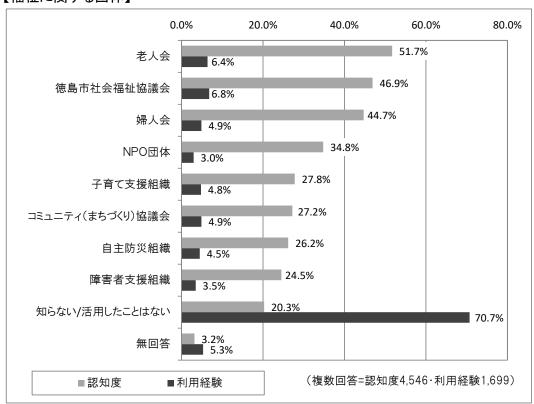
■ 現状と課題

市民アンケート調査では、福祉に関する団体の認知度は「老人会」が最も高く、51.7%となっていますが、その他のいずれの団体も認知度は5割以下となっており、「知らない」との回答は約2割となっています。

また、利用経験についてもすべての団体で利用率は1割以下と低く、「活用したことはない」との回答も70.7%となっています。

地域と行政が連携をとるためにも大きな役割を担っている福祉団体について、まずは認知度の向上と活動内容について周知し、地域住民の福祉団体の利用率の向上につなげることが重要となっています。

【福祉に関する団体】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

地域住民の参加や理解・協力を得て、地域で積極的な活動を行うため、市と各団体が連携しながら、地域住民との交流を深めていくことが求められています。

また、各団体の活動を通して、支援を必要としている人が、地域の中で自立した生活が 送れるように支援するとともに、市民や地域に対して積極的にPRし、理解や協力を得るよう 努めます。

区 分	取組內容
自 助	◇団体の活動内容や状況について理解を深めましょう。
個人や家族の役割・取り 組めること	◇日常的な支援や災害時の救助方法について、機会を捉えて 団体と話し合いましょう。
互助·共助	◇活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇団体同士の会合等情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。◇団体の活動内容を充実しましょう。
公助	◇団体に対して、円滑な活動の支援に努めます。 ◇団体からの要望や意見を聞く機会の確保に努めます。
市の役割・取り組むこと	◇各団体間の情報交換や交流機会の充実に努めます。 ◇NPO・企業・学校・福祉関係団体等多様な主体と行政との協働を推進するための仕組みとして、協働事業に対する一部補助や交流会を行います。
	◇地域と市が連携して、地域課題を地域自らが解決していこうと する仕組みを構築し、地域自治を推進します。

(6) 支援が必要な人への対応

■ 現状と課題

近年では、孤立死やひきこもり、自殺、ホームレス、児童・高齢者・障害者等への虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)等新たな社会問題も増加しています。これらの課題は家庭内で発生していることが多いため発見が難しく、また問題が複合化し解決が困難となるケースが多数あり、早急な対応が必要です。

■ 今後の取組みの方向性

要支援者を把握することが必要であり、解決に向けて専門家を交えて協議する等、プライバシーに配慮しながら慎重かつ適切な対応に努めます。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇異変や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。(特に児童虐待については市民に通告義務
個人や家族の役割・取り 組めること	があることを理解しておきましょう。) ◇日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。
互助·共助	◇声かけ、見守り活動を通じて、異変や問題を早期発見できる体制を構築しましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇地域住民から相談があった時には適切な関係機関への連絡・ 相談を促しましょう。
公 助	◇問題の早期発見に努めます。◇保健所、児童相談所、警察等関係機関と協力し、迅速な対応
市の役割・取り組むこと	に努めます。

(7) 生活困窮者への自立支援

■ 現状と課題

生活困窮に陥る背景には、単に経済的な困窮だけでなく、介護や疾病、子育て、社会的 孤立等の様々な要因があります。従来の福祉制度ではいわゆる制度の狭間に置かれてきた人々も多く、生活困窮者の状況や抱える課題が埋もれているのが現状です。

本市では、平成 27 年度から生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業や就 労準備支援事業等を実施していますが、今後さらに生活困窮者の課題やニーズ等を把握 し、地域福祉の観点から対策を充実していく必要があります。

■ 今後の取組みの方向性

町内会や民生委員・児童委員等の地域の見守りにおいて、生活困窮者を把握し、適切な支援が受けられるよう、相談窓口等の情報提供を行うとともに、当事者のニーズの把握に努めます。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇生活困窮者が孤立しないよう、日頃から声かけ、挨拶を行いましょう。◇生活困窮者を発見した場合は、生活困窮者の自立相談支援機関に連絡・相談しましょう。
個人や家族の役割・取り 組めること	
互助·共助	◇生活困窮者が孤立しないよう、地域行事やサロンへの参加を呼びかけましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇支援団体や社会福祉施設は、個々の専門性や特徴を活かして、生活困窮者を支援する活動を行いましょう。
公助 市の役割・取り組むこと	◇生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に 基づく事業を推進します。◇生活困窮者の自立相談支援機関と協働し、早期発見や適切な 支援につなぐことができるよう、地域の仕組みづくりに努めま
	す。

(8) 自殺予防への対応

■ 現状と課題

全国の年間の自殺者は、平成24年以降減少傾向にあるものの、平成27年に24,025人となっており、毎年2万人以上が自らの命を絶っているという憂慮すべき状況にあります。 本市での自殺者は毎年50人前後で推移しており、平成27年は前年より10人減少した

本市での自殺者は毎年 50 人前後で推移しており、平成 27 年は前年より 10 人減少した ものの、依然として 40 人を超える人が自らの命を絶っています。

こういった現状を解決するためには地域全体で課題を共有するとともに、関係機関と連携して自殺予防に取り組む必要があります。

■ 今後の取組みの方向性

関係機関や民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、地域で自殺予防の体制を構築していきます。また、相談機関の周知やリーフレットの作成等の自殺予防対策の普及啓発事業を推進します。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇近所の人とお互いに相談ができる関係を築きましょう。◇悩んでいる人がいたら声をかけるようにしましょう。◇専門機関による対応が必要な場合は、速やかに相談・連絡しましょう。
個人や家族の役割・取り 組めること	
互助·共助	◇地域や学校と連携して、命を大切にする心を育む教育を行う場を設けましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇自殺予防対策の知識を習得する場を設けましょう。 ◇事業者は労働者のメンタルヘルスケアに努めましょう。
公 助 市の役割・取り組むこと	◇自殺対策強化月間(3月)、自殺予防週間(9月10日からの1週間)を中心にキャンペーン等の普及啓発事業を実施します。 ◇相談窓口一覧を掲載したリーフレットを作成し、インターネットでの公開や施設での設置等広く周知を図ります。
	◇ゲートキーパー養成講座を開催します。

基本目標 3 地域福祉の担い手づくり

(1) 子どもたちの思いやりの心の育成

■ 現状と課題

地域福祉を推進していくうえで最も大切なことは、地域の中で様々な困難を抱えている 人々も含めて、一人ひとりの個性や人権を守り、地域住民みんなが理解し、支え合う意識を 持つことです。

少子高齢化や核家族に加えて生活が多様化する中で、人とのふれあいを通してお互い をいたわり合う心を育てる機会が少なくなってきています。

また、支援を必要とする人たちへの理解がまだ十分ではないことや、「福祉は行政が行う もの、一部の人が行うもの」と考える市民が少なくないのも現状です。市民が福祉の意識を 持つためには子どもの頃からの教育や経験が必要となります。



■ 今後の取組みの方向性

子どもの頃から、家庭・地域・学校でのふれあい、活動、体験及び教育・学習等を通して、人権意識と福祉の心を育むとともに、地域福祉の必要性への関心と理解を進めます。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇家庭で基本的な生活習慣を身につけましょう。 ◇家族で地域の福祉活動に参加しましょう。
個人や家族の役割・取り 組めること	◇学校評議員制度等を活用しながら、学校運営に地域の意見を 反映させましょう。◇総合的な学習の時間の講師等として参加しましょう。◇保護者は、幼い頃から思いやりの心を育むように努めましょう。
互助・共助 隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇地域のイベント等に認知症の人、障害のある人、子ども等の参加を呼びかけ、交流を通して高齢者、障害のある人が地域で共に暮らしていくための理解の促進を図りましょう。
公 助	◇総合的な学習の時間等を活用して、学校での福祉・ボランティア 教育、福祉・ボランティア体験活動に取り組みます。
市の役割・取り組むこと	◇地域での集まり、イベント等に、子どもの参加を促します。◇学校行事への市民の参加を呼びかけ、交流を深めます。◇子どもたちを対象にした講座や勉強会等を開催し、啓発を行います。◇障害や様々な困難を抱える人に対する偏見や差別の解消に向けて、市民の関心と理解を深めます。

(2) 福祉意識の普及啓発

■ 現状と課題

地域の中には、子どもや高齢者、障害者等、何らかの支援を必要とする人々が生活しています。幼少期からの福祉教育の推進、地域の協働による活動やボランティア活動を通じ、福祉への理解や関心を、ライフステージを通じて高めていくことが重要です。

住民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持ち、だれもが支援の受け手にも担い手にもなることや、一人ひとりの困りごとを地域の課題として、地域で力を合わせて解決していくことを理解する必要があります。

■ 今後の取組みの方向性

具体的な体験を通し、どうすれば地域が住みよいものになるかを考え、支援を必要とする 人々と同じ目線で考える機会として、各種講座やフォーラムの開催等を推進します。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇一人ひとりが福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。 ◇地域の福祉施設の見学や各種講座等に積極的に参加して福祉
個人や家族の役割・取り組めること	の知識を身につけましょう。 ◇福祉活動へ参加する仲間づくりを進めましょう。 ◇地域の福祉活動に参加しましょう。
互助·共助	◇地域のサークルや団体同士で交流を図りましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇気軽に参加できる福祉活動を行いましょう。 ◇地域の中で福祉について学習できる場を設けましょう。
か 助 市の役割・取り組むこと	◇各種講座や講演会等を開催し、市民の福祉に対する理解を深めます。◇生涯学習等を通じて、大人のための福祉学習を支援します。◇福祉について関心を持つきっかけとなるイベントを実施します。

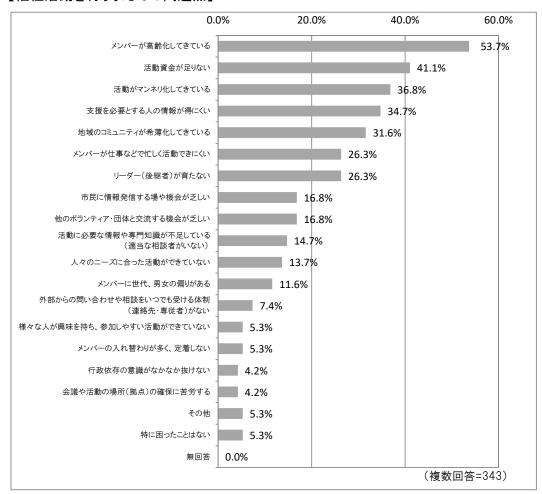
(3) 地域福祉リーダーの育成

■ 現状と課題

事業所アンケート調査では、「リーダー(後継者)が育たない」が 26.3%となっており、4 事業所に1つは後継者が居らず、困っていることになります。

また、徳島市地域福祉計画ワークショップでは、地域をまとめるリーダーの高齢化、次世代のリーダーが不足しているといった課題が挙げられており、地域福祉を担う次世代の確保が喫緊の課題となっています。

【福祉活動を行ううえでの問題点】



資料:事業所アンケート調査(徳島市地域福祉計画策定にかかる調査)

講座や研修等を通じた長期的な視点から地域資源である人材を掘り起こし、リーダーの 育成に努めます。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇地域の活動に参加、協力しましょう。 ◇高齢者等が今まで身につけた知識や技術、経験等を人材の育
個人や家族の役割・取り 組めること	成に活かしましょう。 ◇行政等が開催する福祉学習の場へ積極的に参加しましょう。 ◇地域のリーダーの発掘や養成に努めましょう。
互助·共助	◇活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。 ◇今までに培った知識や経験を後進に伝え、次代のリーダーを育成しましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	
公 助 市の役割・取り組むこと	◇ボランティアコーディネーター養成講座を開催する等、適切な 判断と対応ができるコーディネーターの養成に努めます。◇地域の実情に合った地域活動を展開できる人材の育成に努めます。

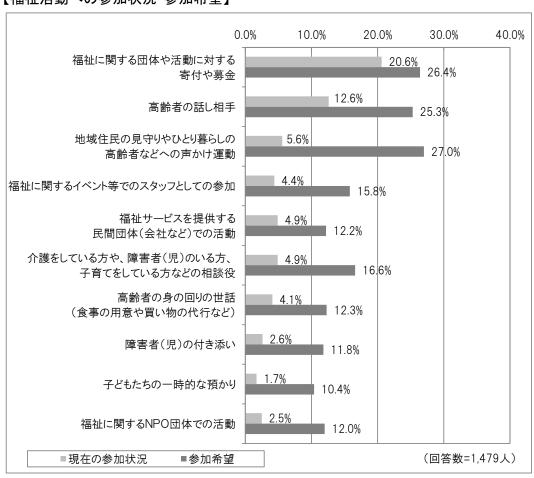
(4) ボランティア活動やNPO活動の推進

■ 現状と課題

市民アンケート調査では、福祉活動への参加状況についてみると「福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金」が最も高くなっていますが、ほとんどの参加状況は2割未満と低くなっています。

参加希望があるにも関わらず、活動への参加が低いことから福祉活動を行う場や機会の情報提供を充実し、地域住民の福祉活動への参加を推進していくことが重要となります。

【福祉活動への参加状況・参加希望】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

地域における人材発掘・育成を進めるためには、身近な地域でどのような活動が展開されているのかを伝える仕組みを充実・強化していく必要があります。

また、今後、幅広い住民の参加を進めていくために気軽に参加でき、活発な趣味グループの活動を地域福祉活動に結びつけていくような仕組みづくりや、元気な高齢者、若い世代が地域福祉の担い手として活躍できる場を創出します。

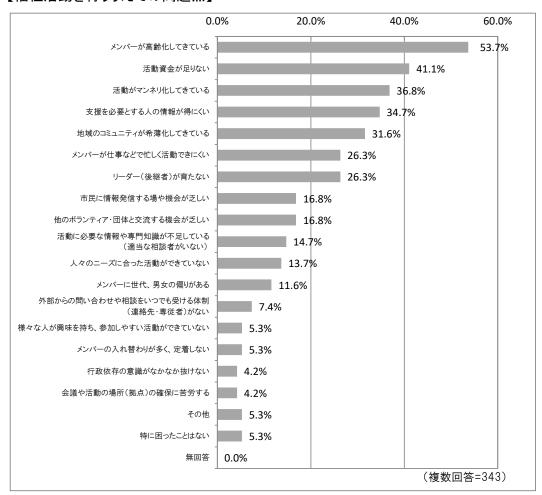
区 分	取 組 内 容
自 助	◇ボランティアやNPOの活動に関心を持ちましょう。 ◇できることから、ボランティア活動を始めましょう。
個人や家族の役割・取り 組めること	◇各種広報やホームページ等を利用して、活動に必要な情報を 入手しましょう。◇行政等が開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。
互助·共助	◇地域の広報紙やホームページ等を利用して、活動に必要な情
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	報の提供を積極的に行いましょう。 ◇ボランティアの育成に努めましょう。
公助	◇ボランティアセンターと連携し、ボランティアの育成や活動を支援します。
市の役割・取り組むこと	◇実際に行われている市民活動の内容等について情報発信に努めます。
	◇企業に対し、ボランティアに参加しやすい環境づくりを働きかけます。
	◇ NPOが福祉サービス等へ参入できるよう支援します。◇手話通訳等の専門的知識、技術を有するボランティアの養成に努めます。

(5) 専門的な活動ができる人材の確保

■ 現状と課題

事業所アンケート調査では、福祉活動をしていて困ったことに「メンバーが高齢化してきている」が最も高く、人材の不足が懸念されています。今後も社会問題が複雑化するに従って専門的な活動のできる人材の確保はますます重要となっています。

【福祉活動を行ううえでの問題点】



資料:事業所アンケート調査(徳島市地域福祉計画策定にかかる調査)

福祉に携わる職員の資質向上や新たな人材を育成し確保するほか、有資格者、技能者を発掘するため、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めるとともに、人材のネットワーク化を図ります。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇資格を持っている人は、その専門性を活かして積極的に活動しましょう。◇各種講座や研修を修了した後は、得た知識等を活動に活かしましょう。
個人や家族の役割・取り 組めること	
互助·共助	◇職員に対して、研修等を実施し、資質向上を図りましょう。 ◇専門職を受け入れやすい体制を整えましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	
公助	◇福祉に携わる人材の育成支援に努めます。 ◇市職員に対し各種研修を実施し、資質向上を図ります。
市の役割・取り組むこと	

基本目標 4 地域における福祉の環境づくり

(1) 住みやすいまちづくり

■ 現状と課題

障害の有無、年齢、性別、言語等に関わらず、すべての人が安全に安心して暮らすことができるユニバーサルデザインによるまちづくりが求められています。

また、徳島市地域福祉計画ワークショップでは、「道路整備により交通アクセスが充実したが、公共交通機関の便数が少ないため、身近な場所に行くのが不便になった」等、良くなった反面で他方では悪くもなったという意見も挙がっており、従来の課題を解決した際に起こる新たな課題にも対応していくことが必要です。

■ 今後の取組みの方向性

公共施設へのユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、民間施設についてもユニ バーサルデザインの導入を誘導します。

また、外出や移動の際にも徒歩や自転車、公共交通機関の利用時のいずれでも安全・ 安心に移動できるよう、環境を整備し、住みやすいまちづくりを進めます。

区 分	取組 内 容
自 助	◇道路の段差や通行に危険な箇所、壊れた箇所を見つけたら管理者に連絡しましょう。◇道路の段差や階段等で、通行に困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。
個人や家族の役割・取り 組めること	
互助·共助	◇民間施設にもユニバーサルデザインを取り入れましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇道路の段差や通行に危険な箇所、壊れた箇所を見つけたら地域で情報を共有しましょう。
公 助	◇道路の整備や段差の解消等のバリアフリー化、交通安全施設 や街路灯等の設置を進めます。
市の役割・取り組むこと	◇新設の公共施設はユニバーサルデザイン導入を基本とします。◇不特定多数の市民が利用する公共施設のユニバーサルデザイン化に努めます。◇高齢者や障害のある人に対応した市営住宅の整備を進めます。
	◇公共交通不便地域の減少に向けた取組みを進めます。

(2) 人にやさしいまちづくり

■ 現状と課題

視覚障害者用の点字ブロックの上への駐輪や障害者用駐車場に一般の車が駐車している等、小さなルールやマナーが守られていないために危険や不自由を感じている人は少なくありません。

他者にも思いやりを持って行動するという当たり前となっているマナーをもう一度見直し、 すべての人が実践していく必要があります。

■ 今後の取組みの方向性

電車やバス等で高齢者や障害者に対して席を譲る等、一般的なマナー、地域のルールをきちんと守ることや、自分以外の人のことを考えるちょっとした配慮や思いやりを持って、みんなで「心のユニバーサルデザイン(自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り)」を実践し、だれもが気持ちよく安心して生活できる環境づくりを進めます。

区 分	取 組 内 容
自 助	◇違法や迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。◇点字ブロックの上に自転車や物等を置かないようにしましょう。◇困っている高齢者や障害のある人を見かけたら、積極的に手助けしましょう。
個人や家族の役割・取り 組めること	
互助·共助	◇「心のユニバーサルデザイン」について学びましょう。◇地域のマナーやルールを再認識する機会を設けましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	
公助	◇「心のユニバーサルデザイン」について啓発に努めます。 ◇違法や迷惑となる駐車・駐輪の防止に努めます。
市の役割・取り組むこと	

(3) 安心・安全なまちづくり

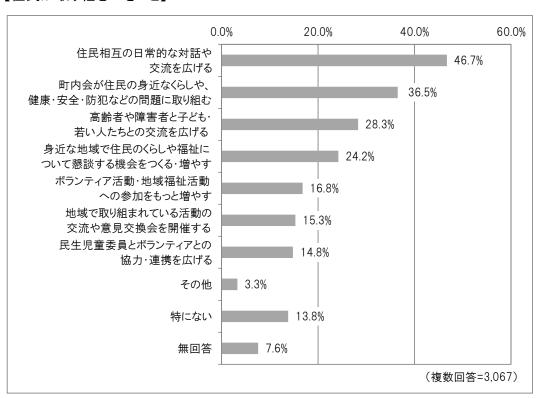
■ 現状と課題

市民アンケート調査では、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を 目指すうえで、住民が取り組むべきことは「町内会が住民の身近なくらしや、健康・安全・防 犯等の問題に取り組む」(36.5%)となっており、本市の福祉施策をより充実していくために、 重要と考える取組みは「防犯・交通安全・防災体制の充実」(35.3%)となっています。

徳島市地域福祉計画ワークショップでは、「5 年前と比べ防災意識が高まった」との意見が挙がる一方、「防災意識は高まったが、防災活動への参加率は低い」といった意見が挙がっています。東日本大震災の発生後、地域の防犯・防災への関心が高まりつつありますが、実際に行動に移している人は多くないのが現状であり、防災活動の周知、参加推進が必要となっています。

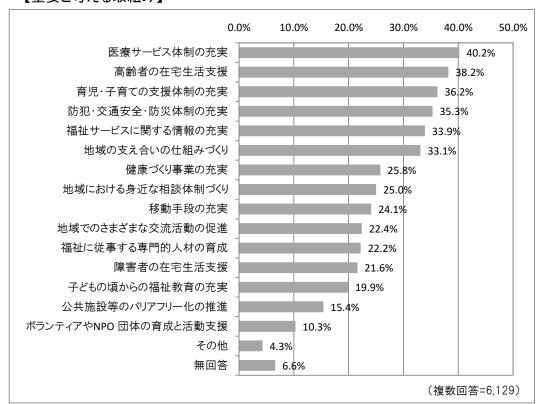
また、防犯に関しても高齢者を狙った振り込め詐欺や子どもを狙った不審者からの声かけ行為等の犯罪の増加等、高齢者や子ども等を守るために各自の理解や対応能力を高めるとともに、地域ぐるみで防犯体制を構築する必要があります。

【住民が取り組むべきこと】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

【重要と考える取組み】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

第5章 目標達成のための具体的な取組み

■ 今後の取組みの方向性

近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震等大規模災害に備え、防災に関する 一人ひとりの意識向上とともに、平常時から地域において防災の体制づくりに取り組み、地 域の自主防災・減災力を高めます。

また、犯罪に遭わないためにも、一人ひとりが防犯意識を高め、地域ぐるみで見守りを行い、安心・安全なまちづくりを進めます。

■ 役割分担と取組内容

区 分	取 組 内 容	
自助	◇自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防 災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。	
個人や家族の役割・取り 組めること	◇災害に備え、地域内の危険な場所を確認しましょう。◇犯罪が起こらない地域となるように防犯活動を進めましょう。	
互助·共助	◇学校と連携して、登下校の子どもの見守りを行いましょう。 ◇日常的な見守り活動や防犯灯の設置、高齢者や子ども等に犯	
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	罪に対する注意喚起や被害情報の提供を行う等、犯罪が起こ らない環境づくりに努めましょう。	
公助	◇自主防災組織、福祉施設、企業等に対し防災訓練の実施を呼びかけます。	
市の役割・取り組むこと	◇公共施設の耐震化を進めます。 ◇広報紙やホームページ等により防犯意識の啓発に努めます。	
	◇防犯用パトロールカーによる巡回を実施します。 ◇市のホームページ等により情報の配信を行います。	

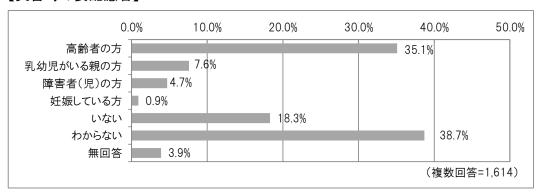
(4) 要配慮者への支援の充実

■ 現状と課題

市民アンケート調査では、住んでいる地域の災害時の要配慮者の有無について、「わからない」と38.7%が回答しています。

本市では、災害時の要配慮者の避難支援対策の推進の一環として、避難行動要支援者 名簿を作成していますが、この名簿による登録者の情報を地域の団体と共有し、災害時の 要配慮者支援体制の整備を推進していく必要があります。

【災害時の要配慮者】



第5章 目標達成のための具体的な取組み

■ 今後の取組みの方向性

本市で作成している避難行動要支援者名簿の情報を防災関係機関、民生委員・児童委員等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援等に活用するとともに、 災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。

■ 役割分担と取組内容

区 分	取 組 内 容		
自助	◇日頃から地域での挨拶や声かけを行い、高齢者、障害がある人		
	等の避難行動要支援者やその家族を見守りましょう。		
 個人や家族の役割・取り	◇子どもや高齢者、障害のある人等の防災訓練への参加を呼び		
組めること	かけましょう。		
	◇日頃から防災に関する知識を習得し、非常持ち出し袋を準備す		
	る等、非常時に備えましょう。		
	◇避難行動支援事業について理解を深めましょう。		
	◇地域では、避難が困難な高齢者や障害のある人のために避難		
互助·共助	経路の確認、避難所への誘導等、緊急時に取るべき行動を確		
	認しましょう。		
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇避難訓練、避難所運営訓練、防災に関する学習・啓発を行い、		
المحربالمدين مالات	地域の防災力・減災力を高めましょう。		
	◇災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えましょう。		
0	◇支援を必要とする人々とそのニーズの把握に努めます。		
公助	◇効果的な避難支援の方策について検討します。		
/	◇避難行動要支援者名簿を災害時における情報の伝達、安否確		
市の役割・取り組むこと	認及び避難支援に活用します。		
	◇災害ボランティアを育成します。		

(5) 地域に合った取組みの推進

■ 現状と課題

地域に合った取組みを進めるためには、地域住民の生の声を聞き、実情を知ることが不可欠です。

また、住んでいる地域の統計データの把握や他の地域と比較することで、客観的に現状を把握し、地域福祉活動に活かしていく必要があります。

■ 今後の取組みの方向性

地域住民が集まって話す場や機会を設け、継続的な取組みを推進し、各地域のそれぞれの課題の解決を図ります。

■ 役割分担と取組内容

区 分	取 組 内 容			
自 助	◇地域に合った新しい助け合いの方法を検討しましょう。			
個人や家族の役割・取り 組めること	◇地域の懇談会等には積極的に参加し、地域の課題解決を進めましょう。			
互助·共助	◇地域の懇談会等、地域住民の生の声を聞ける場を継続的に開催して、地域の生活課題を明らかにしましょう。			
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇市や社会福祉協議会と協働して、地域独自の取組みを進めましょう。			
公助	◇地域の実情、生活課題を把握する体制づくりに努めます。◇地域独自の助け合い、支え合いの取組みを積極的に支援します。			
市の役割・取り組むこと	◇公共施設、商店街等、市民のより身近な場所で福祉活動が実施 しやすいように、関係機関・団体との連携を図ります。			

(6) 地域包括ケアシステムの推進

■ 現状と課題

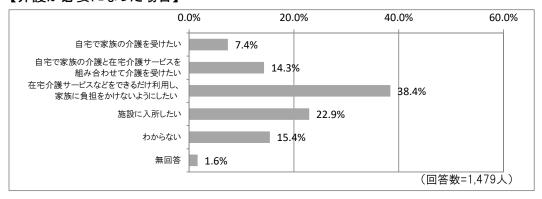
要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現に向けた取組みを、関係機関や地域住民が連携・協力して進めていく必要があります。

市民アンケート調査では、介護が必要になった場合に自宅での介護を希望する人(「自宅で家族の介護を受けたい」「自宅で家族の介護と在宅介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」及び「在宅介護サービスなどをできるだけ利用し、家族に負担をかけないようにしたい」)は約6割、在宅医療を希望する人(「したいと思う」及び「したいと思うが困難」)は約8割となっており、在宅医療・介護の連携が重要となっています。

地域包括ケアシステムは市町村の特性に基づき構築するものであり、高齢者を支える核となる地域包括支援センターが中心的役割を果たし、民生委員・児童委員、社会福祉法人、ボランティア、NPO、地域住民等人的資源との有機的な連携やネットワークづくりが必要です。

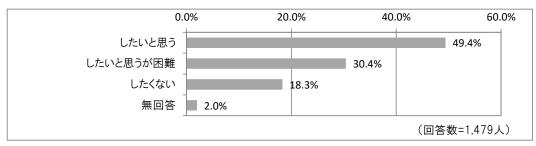
また、それだけでなく、日頃から声かけや見守り、話し相手等、近所づきあいの中で助け合う、住民が主体となった共に支え合う地域づくりが重要です。

【介護が必要になった場合】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

【在宅医療の希望】



資料:市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

■ 今後の取組みの方向性

すべての人が住み慣れた地域で、最後まで自分らしく、安心して暮らし続けることができるような地域包括ケアシステムの構築を目指して、福祉・保健・医療の専門領域と、地域住民を中心とした日常生活圏域のつながりの強化を推進します。

■ 役割分担と取組内容

区 分	取 組 内 容
自助	◇自ら健康管理・介護予防を行いましょう。
日 切	◇積極的な社会参加・社会的役割を持ち、生きがいを持った生活
個人や家族の役割・取り	を送りましょう。
組めること	◇本人・家族が在宅生活を選択することの意味を理解し、そのための心構えを持ちましょう。
	◇地域の高齢者に対し、日頃から声かけや見守りを行いましょう。
互助·共助	◇ボランティア活動や住民組織の活動など地域の社会活動を充実
	しましょう。
隣近所や地域の役割・ 取り組めること	◇地域の関係者が協働して、地域ケア会議等を通じた地域課題の
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	抽出や解決策の検討を行い、地域で取り組むサービスの充実
	に努めましょう。
公助	◇地域ケア会議の充実により、高齢者に関わる地域の課題の解決
Д III	を図ります。
市の役割・取り組むこと	◇認知症専門医や医療・介護の専門職で構成された「認知症初
11. 12 KB1 4K7/m3 CC	期集中支援チーム」の設置等により、認知症の早期診断・対応
	に向けた支援体制を構築します。
	◇医師会や介護事業者等と必要な情報を共有し、課題の共通認
	識を図り、切れ目ない在宅医療と在宅介護サービスを適切に提
	供する体制を整備します。
	◇生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネ
	ットワーク化等により、生活支援・介護予防サービスの提供体制
	の構築を支援します。

※ 地域包括ケアシステムの構築に向けた「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担の考え方の中では、「共助」の中に介護保険をはじめとする社会保障のような制度化された「相互扶助」を含むこととなっています。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民です。本計画の目標を達成していくためには 市民、ボランティア、事業所、社会福祉協議会、行政等がお互いに連携し、それぞれの役割を果た しながら一体となって、総合的、長期的な視点から各目標に取り組み、協働し活動を推進すること が重要です。

計画の推進に当たっては、地域福祉に携わる主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

2 計画の周知

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取組みについて、市民をはじめ、社会福祉協議会、地域で活動する各種団体、事業者等、計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報紙や市のホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を広く市民に周知し、 普及に努めます。

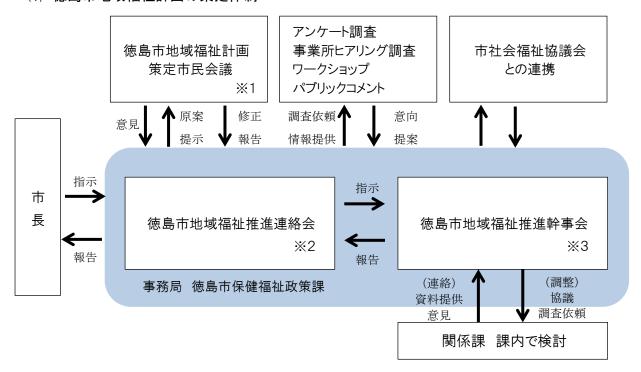
3 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るためには進行管理が重要です。

社会経済情勢や制度改正等、状況が変化することも考えられるため、施策の検証や見直しを柔軟に進めます。

1 計画の策定体制とその経過

(1) 徳島市地域福祉計画の策定体制



※1 徳島市地域福祉計画策定市民会議

委員:学識経験者、各分野の関係団体の代表、公募市民等

計 16 人

※2 徳島市地域福祉推進連絡会

会 長:保健福祉部長

副会長: 保健福祉部副部長

委員:企画政策局次長、行政管理総室長、総務部副部長、財政部副部長

税務事務所長、市民環境部副部長2、子ども・子育て推進総室長

福祉事務所長、経済部副部長、まちづくり推進総室長、都市整備部副部長土木部副部長 2、副危機管理監、消防局次長 2、会計管理者、教育次長 2

水道局次長、交通局次長、病院局次長

計 25 人

※3 徳島市地域福祉推進幹事会

幹事長 : 保健福祉政策課長

幹 事 : 市民生活課長、市民協働課長、市民環境政策課長、保健センター所長

保険年金課長、障害福祉課長、介護・ながいき課長、生活福祉第一課長 生活福祉第二課長、子育て支援課長、子ども施設課長、経済政策課長

危機管理課長、教育総務課長、学校教育課長、青少年育成補導センター所長

社会教育課長、スポーツ振興課長

<u>計 19 人</u>

(2) 徳島市地域福祉計画の策定経過

■ 市民アンケート調査(地域福祉に関する市民アンケート調査)

区分	日 程 等
実施期間	平成 27 年 10 月 15 日~10 月 31 日
対象者	徳島市在住の 15 歳以上の市民を対象として 3,000 人を無作為抽出

■ 事業所アンケート調査(徳島市地域福祉計画策定にかかる調査)

区分	日 程 等
実施期間	平成 27 年 11 月 24 日~12 月 4 日
対象者	徳島市内で福祉活動を行うボランティア・NPO・自主防災団体等 130 団体

■ 徳島市地域福祉計画ワークショップ

区分	日 時	内 容(テーマ)	参加者数
第1回	平成 28 年 1 月 18 日	5 年前と今を比べて、地域の環境や課題	23 人
		がどのように変わったか考えてみましょう	
第2回	平成 28 年 1 月 25 日	地域の課題で、自分たちが取り組めること	24 人
		について考えてみましょう	
第3回	平成 28 年 2 月 8 日	取組み案についてまとめましょう	22 人

■ 徳島市地域福祉計画策定市民会議

区分	開催日	議題	
第1回	平成 27 年 9月 29日	(1) 第 2 期徳島市地域福祉計画の策定体制とスケジ	
		ュールについて	
		(2) 地域福祉に関する徳島市民アンケート調査につ	
		いて	
第2回	平成28年3月30日	(1) 市民アンケート調査結果について	
		(2) 事業所ヒアリング調査結果について	
		(3) ワークショップ結果について	
		(4) 第2期徳島市地域福祉計画の方向性について	
第3回	平成 29 年 2 月 1 日	(1) 第2期徳島市地域福祉計画(素案)について	
第4回	平成29年 5月16日	(1) パブリックコメントの結果について	
		(2) 第2期徳島市地域福祉計画(案)について	

■ 徳島市地域福祉推進連絡会

区分	開催日	議 題	
第1回	平成 27 年 9月 3日	(1) 第 2 期徳島市地域福祉計画の策定体制とスケジ	
		ュールについて	
		(2) 地域福祉に関する徳島市民アンケート調査につ	
		いて	
第2回	平成28年3月28日	(1) 市民アンケート調査結果について	
		(2) 事業所ヒアリング調査結果について	
		(3) ワークショップ結果について	
		(4) 第2期徳島市地域福祉計画の方向性について	
第3回	平成 29 年 1月 23 日	(1) 第2期徳島市地域福祉計画(素案)について	
第4回	平成 29 年 5 月 8 日	(1) パブリックコメントの結果について	
		(2) 第2期徳島市地域福祉計画(案)について	

■ 徳島市地域福祉推進幹事会

区分	開催日	議題	
第1回	平成 27 年 9月 7日	(1) 第 2 期徳島市地域福祉計画の策定体制とスケジ	
		ュールについて	
		(2) 地域福祉に関する徳島市民アンケート調査につ	
		いて	
第2回	平成28年3月23日	(1) 市民アンケート調査結果について	
		(2) 事業所ピアリング調査結果について	
		(3) ワークショップ結果について	
		(4) 第2期徳島市地域福祉計画の方向性について	
第3回	平成29年1月19日	(1) 第2期徳島市地域福祉計画(素案)について	
第4回	平成 29 年 5 月 1 日	(1) パブリックコメントの結果について	
		(2) 第2期徳島市地域福祉計画(案)について	

■ パブリックコメント手続

区 分	日 程 等
実施期間	平成 29 年 3 月 22 日~4 月 21 日

2 徳島市地域福祉計画策定市民会議

(1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(平成 12 年法律第 111 号)の規定に基づき、徳島市の地域福祉計画を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市地域福祉計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、地域福祉計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

(組織)

- 第3条 市民会議は、委員16人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び公募市民等の中から、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

- 第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、保健福祉部保健福祉政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(2) 徳島市地域福祉計画策定市民会議委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	所属団体名簿	役職等	備考
秋山 俊一	公募委員		
伊勢 悦子	徳島市民生委員児童委員協議会	会 長	平成 27 年度
秋田 孝			平成 28 年度~
岩佐 重明	徳島市公民館連絡協議会	会 長	
岡部 達彦	一般社団法人徳島市医師会	常任理事	
尾山 道郎	徳島市・名東郡 PTA 連合会	会長	平成 27 年度
亀井 浩和	га та	五文	平成 28 年度~
齋 賀 明 彦	一般社団法人徳島市歯科医師会	会 長	
佐伯 幸子	徳島市地区社会福祉協議会連絡協議会	副会長	平成 27 年度
鈴 木 勝 行	心局川地区 位云簡性肠酸云建稻 肠酸云		平成 28 年度~
島田和男	徳島市コミュニティ連絡協議会	会 長	
手川 ヒロコ	特定非営利活動法人大きなエプロン	代 表	
中村 昌宏	徳島文理大学総合政策学部	元学部長	会 長
林 德太郎	社会福祉法人徳島市身体障害者連合会	理事長	
細井 啓造	徳島市老人クラブ連合会	会 長	
三橋 一巳	障害者生活支援センター眉山園	施設長	
箕 浦 豊	社会福祉法人徳島市社会福祉協議会	元常任理事	副会長
村田 文子	公募委員		
吉成 由美子	徳島市婦人連絡協議会	元会長	

3 徳島市地域福祉推進連絡会

(1) 徳島市地域福祉推進連絡会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(平成12年法律第111号)の規定に基づき、徳島市の地域福祉計画を策定し、 地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、徳島市地域福祉 推進連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域福祉計画案の審議及び決定に関すること。
 - (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
 - (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、保健福祉部副部長をむって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は、連絡会を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

- 第6条 連絡会に、幹事会を設置する。
- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域福祉計画案の作成に関すること。
 - (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、保健福祉政策課長を、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

連絡会

職名

企画政策局次長

総務部副部長

総務部行政管理総室長

財政部副部長

財政部税務事務所長

市民環境部副部長

保健福祉部副部長

保健福祉部福祉事務所長

保健福祉部子ども・子育て推進総室長

経済部副部長

都市整備部副部長

都市整備部まちづくり推進総室長

土木部副部長

副危機管理監

消防局次長

会計管理者

教育委員会教育次長

水道局次長

交通局次長

病院局次長

別表第2(第6条関係) 幹事会

職名

市民生活課長

市民協働課長

市民環境政策課長

保健センター所長

保険年金課長

障害福祉課長

介護・ながいき課長

生活福祉第一課長

生活福祉第二課長

子育て支援課長

子ども施設課長

経済政策課長

危機管理課長

教育委員会総務課長

教育委員会学校教育課長

教育委員会青少年育成補導センター所長

教育委員会社会教育課長

教育委員会スポーツ振興課長

(2) 徳島市地域福祉推進連絡会委員名簿

平成 29 年度

役 職	所属・職名	氏 名
会 長	保健福祉部長	井 上 孝 志
副会長	保健福祉部副部長	久 保 英 夫
委員	企画政策局次長	井 内 康 夫
委員	総務部行政管理総室長	都 築 伸 也
委員	総務部副部長	清部 敢司
委員	財政部副部長	久 次 米 浩 文
委員	財政部税務事務所長	日下 裕司
委員	市民環境部副部長	大澤 昇司
委員	市民環境部副部長	杉 野 聡
委員	保健福祉部子ども・子育て推進総室長	黒川義
委員	保健福祉部福祉事務所長	坂 尾 美郎
委員	経済部副部長	吉 岡 健 次
委員	都市整備部まちづくり推進総室長	須 藤 浩 三
委員	都市整備部副部長	山尾 士朗
委員	土木部副部長	石川 稔彦
委員	土木部副部長	岩 田 祐 治
委員	副危機管理監	北 野 治
委員	消防局次長	森 良光
委員	消防局次長	大谷明彦
委員	会計管理者	堀 博行
委員	教育委員会教育次長	小 川 善 弘
委員	教育委員会教育次長	弘 田 昌 紀
委員	水道局次長	计 裕之
委員	交通局次長	児 島 正 実
委 員	病院局次長	宮内 正彦

計25人(会長1人、副会長1人、委員23人)

(3) 徳島市地域福祉推進幹事会幹事名簿

平成 29 年度

役 職	所 属・職 名	氏	名
幹事長	保健福祉政策課長	久 保	英 夫
幹 事	市民生活課長	幸田	元 宏
幹 事	市民協働課長	大 谷	道 德
幹 事	市民環境政策課長	小 西	靖久
幹 事	保健センター所長	平田	員 章
幹 事	保険年金課長	川原	正 樹
幹事	障害福祉課長	相原	祐二
幹 事	介護・ながいき課長	芝田	正 志
幹事	生活福祉第一課長	坂 尾	美 郎
幹 事	生活福祉第二課長	井 原	克 典
幹 事	子育て支援課長	青木	英 樹
幹 事	子ども施設課長	元 木	利昭
幹 事	経済政策課長	板 東	千 幸
幹 事	危機管理課長	北 野	治
幹 事	教育委員会総務課長	高島	誠 一
幹事	教育委員会学校教育課長	鶴澤	宏 明
幹事	教育委員会青少年育成補導センター所長	笠 井	洋
幹事	教育委員会社会教育課長	西名	武
幹事	教育委員会スポーツ振興課長	熊本	知

計 19人(幹事長1人、幹事18人)

4 用語解説

[A~Z]

-DV

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

•NPO

Non Profit Organization の略。民間非営利団体 (組織)のことで、民間企業のように利益の配分を 目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で、課題を解決しようとする団体のこと。

【か行】

•学校評議員制度

学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から設置されたもの。学校評議員は校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じて意見を述べることができる。

・ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話 を聞いて専門家につなぐなど適切な対応を図るこ とができる人。

後期高齢者

高齢者のうち、75歳以上の人のこと。

•合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数。

•公民館

社会教育法に基づき、住民の教養を高め、文化 の向上を図るために、主として市町村が設置する 社会教育施設。

心のバリアフリー

偏見や固定観念など心の中に潜む目に見えない壁をなくし、年齢・性別・障害・国籍等の違いにかかわらず、誰もが住みやすい真のバリアフリー社会を実現すること。

・子ども・子育て関連3法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成24年8月に制定された次の法律のこと。

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部改正法
- ③ 児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

・子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3 法に基づく制度のこと。新制度は、子ども・子育て 家庭等を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域 の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

•孤立死

社会から孤立した状態で亡くなり、長時間気づかれないこと。

【さ行】

•災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした法律。

・サロン

地域で高齢者等が集い、生きがい活動などを通じた元気に暮らすきっかけづくりや、地域住民のつながりを深める自主活動を行う場のこと。

•自主防災組織

災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されている。

•児童虐待

保護者等により18歳に満たない子どもに加えられる、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発育を損なったりする行為。児童虐待の防止等に関する法律では、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト(育児放棄)」「心理的虐待」の4類型に分類されている。

•児童相談所

児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた 児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭等から の各種相談に応じるとともに、子ども、保護者、関 係者に対し指導、措置などの援助を行う。

•市民参加

徳島市市民参加基本条例において「市民が意見を述べ、又は提案することを通じ、市政にかかわることをいう」と定義されている。

•社会福祉協議会

地域福祉の増進を図ることを目的に活動し、民間の福祉活動を総合的に推進する公共性・公益性の高い民間の非営利団体。地域の住民、ボランティアや福祉・保健等の関係者の参加・協力を得て、行政やさまざまな関係機関・団体との連携をもとに住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりの活動を進めている。

•障害者基本法

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。

•障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で、障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律のこと。

•障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するための法律のこと。

•障害者自立支援法

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービス等を提供し、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した法律。平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に題名が改正された。

• 障害者総合支援法

障害者自立支援法の題名をかえて、平成 25 年 4 月から施行された法律。主な改正点としては、障害者基本法を踏まえた基本理念の創設や目的規定の見直し、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病などが追加された。

・障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、 障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目 的として、障害者の権利の実現のための措置等に ついて定める条約。

•少子高齢化

平均寿命の伸びや出生率の低下により、人口全体に占める子どもの割合が減り、その一方で、65歳以上の高齢者の割合が高まること。

•身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、都道府県知事又は 指定都市の市長が交付する手帳。交付を受けた 者は、各種の福祉サービスが受けられる。対象と なる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能 の障害、③音声障害・言語障害又はそしゃく機能 の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害(心臓、 じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸、肝臓、 免疫機能の障害等)で、障害の程度により 1 級か ら 6級に分けられる。

•生活困窮者

生活困窮者自立支援法において「現に経済的に 困窮し、最低限度の生活を維持することができな くなるおそれのある者」と定義されている。

•生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を 図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業 の実施、住居確保給付金の支給その他の支援に 関する措置を講じる法律。

•精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制限がある者に対して、交付される手帳。統合失調症、そううつ・うつ病、てんかん、その他の精神疾患が対象となる。各種の支援施策の推進、障害者の自立や社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により、1級から3級までに分けられる。

•成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を 判断する能力が十分でない人のための「法定後 見制度」と、将来に能力が不十分になった場合に 備える「任意後見制度」がある。法定後見制度で は、家庭裁判所で本人の判断能力に応じ、成年 後見人・保佐人・補助人が選任され、当事者の財 産管理や身上監護などで不利益が生じないように 保護・支援を行う。

•前期高齢者

高齢者のうち、65歳以上75歳未満の人のこと。

・セーフティネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。

•相互扶助

社会・組織の構成員同士が互いに助け合うこと。 互助ともいう。

【た行】

•待機児童

保育施設の利用申込児童のうち、保護者の私的 な理由により特定施設のみを希望している場合な どを除き、希望施設やその周辺施設等の定員を 超えているなどの理由で受入ができず、施設の利 用ができない状態にある児童。

地域ケア会議

介護予防専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者等により構成される会議で、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のひとつ。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験 を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意 識と信頼を築きながら、そこに住んでいる人たち が自主的に住みよくしていくための集団。

•地域資源

特定の地域に存在する特徴的なもので資源として 活用可能なものの総称。自然資源だけでなく、人 的なものや文化的なものなども含まれる。

•地域自治

地域のことを、地域住民自らが考え、決定し、行動すること。

・地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置。

•特定疾患

難病のうち、厚生労働省が特定疾患治療研究事業として、医療費の公費負担を行っている疾患。 平成26年には、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)が成立し、医療費の自己負担の軽減(公費負担)を受けられる疾患は、特定疾患から指定難病に移行した。

【な行】

・南海トラフ地震

南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれ、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

•難病

国の難病対策要綱では、①原因不明、治療法が 未確立であり、後遺症を残す恐れが少なくない疾 病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題の みならず介護等に著しく人手を要するために家庭 の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病と定 義されている。

•日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な障害者や高齢者を対象に、 社会福祉協議会が本人又は代理人と契約を締結 した上で、福祉サービスの利用支援や金銭管理 などを行う事業。

・ノーマライゼーション

障害者や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、そのあるがままの姿で他の人々と同様の権利を享受し、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

【は行】

•発達障害

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する者」として定義されている。

・バリアフリー

障害者や高齢者が生活していく上での障壁を取り除こうという考え方のこと。段差等の物理的障害の除去だけでなく、より広い意味で障害者や高齢者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去していくことにも用いられる。

•避難行動要支援者

災害対策基本法において、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されている。

•避難行動要支援者名簿

災害対策基本法において「避難行動要支援者に ついて避難の支援、安否の確認その他の生命又 は身体を災害から保護するために必要な措置を 実施するための基礎とする名簿」と定義されてい る。

•福祉教育

福祉に関する活動体験等を、世代を超えて行うことで、お互いの共感できる心を育み、高めようとすること。

・ボランティアコーディネーター

ボランティア活動において、ボランティアと市民や 組織等との連携や、組織内での調整を行う人のこ と。

【ま行】

•民生委員•児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域に おいて常に住民の立場に立って相談に応じ、必 要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこ とであり、地域の子どもたちを見守り、子育ての不 安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う 児童委員も兼ねている。

【や行】

・ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や 障害の有無などにかかわらず、だれもが利用可能 であるように設計段階からあらかじめデザインする こと。

•要配盧者

災害対策基本法において「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。

【ら行】

・ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

・ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・更年期・老年期など、年齢等によって変化するそれぞれの段階。

・リハビリテーション

障害者や事故・疾病で後遺症が残った者などを対象とし、身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。

•療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障害者(児)は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくなることを目的としている。手帳の交付は、都道府県知事または指定都市の市長が行い、交付される手帳には、障害の程度により重度の場合には「A」、その他の場合には「B」と記載される。

第2期徳島市地域福祉計画

発行日 平成29年6月

発 行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/

編 集 保健福祉部 保健福祉政策課

TEL 088-621-5175 FAX 088-655-6560